

# 平成25年第5回(9月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成25年9月10日(火曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

平成25年9月10日 午前9時00分開会

### 日程第1 一般質問

#### 発言順序

- 1 中津 克司 君
  - ・小中学校の教育環境の整備について
  - ・新規需要米(WCS用稲)の取扱いについて
- 2 米山 知子 君
  - ・高齢者介護サービスの強化をはまるべきではないか
- 3 内藤 逸子 君
  - ・介護保険について
  - ・鶏糞発電事業関連の悪臭根絶を
  - ・住宅リフォーム事業はできないか
  - ・TPPについて
- 4 税田 榮 君
  - ・道路環境の課保全整備
- 5 川上 昇 君
  - ・職員の勤務成績の評定について
  - ・町有公園の維持管理について
  - ・町有地の払い下げについて
- 6 児玉 助壽 君
  - ・保育政策について
  - ・行財政運営について

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員 ( 林 光政 )

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	大山 幸男 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	米田 政彦 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	中村 守 君

---

午前9時00分開会

○議長（竹本 修君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は、通告書の提出順とします。

まず、中津克司君に発言を許します。

○議員（中津 克司君） おはようございます。一般質問通告書にしたがい、質問いたします。

まず、最初に、小中学校の教育環境の整備について伺います。

ことしの文教産業常任委員会行政視察で、千葉県酒々井町にて視察研修をしました。この町は、教育委員会を中心に学校教育、人づくりに力を入れており、特に保育園から中学校卒業まで、一貫した英語教育を実施し、去年は中学生の国際交流派遣事業でオーストラリアに行ったとのことでした。

私が注目したのは学校施設等、教育環境の整備充実を図っている点で、平成23年度小中学校の耐震工事のとき、同時にトイレ改修も実施し、全て和式から洋式に切り替え、1階部分は全てウォシュレットを設置したとのことでした。また、去年は小中学校の普通教室及び特別教室にエアコンを設置し、自主電源、太陽光発電システム設置で電気代を賄っているとの説明でした。

ことしの夏の暑さは異常であったと思いますが、地球温暖化、異常気象は現実のものとして捉えられています。少しでも良い環境で勉強してもらいたいとの思いから、各教室にエアコン設置の考えはないか、伺います。

次に、トイレの改修ですが、これは児童、生徒が毎日必ず使用し、また災害時には各学校とも避難所施設として使用されます。高齢者、車椅子の利用者など、誰もが使用できるためには、洋式化が非常に重要であると考えます。

現状を見てみますと、小学校で児童用の大便器のうち、和式が81.8%、中学校の生徒用で79.2%、全体で80.9%が和式という結果です。各家庭の現状はどうでしょうか。総務省統計局によると、平成20年の数値になりますが、洋式トイレの普及率89.6%とほぼ9割になっています。宮崎県の場合、88.1%で全国平均からやや劣る数字になっています。地元業者さんに聞いてみますと、新築、改修の際はほぼ100%洋式とのことでした。

世の中のほとんどは洋式なのに、学校の多くが和式、そのギャップは児童生徒に排尿、排便を我慢させることになり、勉強に集中できない、運動できない、食べられないという状況に追い込んでいる状況もある、との指摘もあります。

また、学校での排便を我慢している子供が約50%いる。その理由は、恥ずかしいから、和

式トイレが苦手だから、トイレが汚い、臭いからが大部分を占めている、との調査結果もあります。公立の小中学校で改善要望が高い場所は、トイレだそうです。県内のある幼稚園の園長は、小学校のトイレはいまだに和式が主流だが、見たことすらないという子も多い。就学時に困らないためにも、使い方を教える必要を感じている、と言っています。県内ではトイレ改修に関して宮崎市青島中、高鍋西小の例が新聞報道されていました。いずれも子供たちが快適と思えるトイレで、完成後はにおいが気にならなくなった、気持ちよくトイレに行けるようになった、トイレを我慢する気持ちがなくなった、大切に使っていきたいとの声でした。

定住促進事業が打ち出されましたが、子供の教育環境も大きく考慮されます。我が町の学校環境整備は、老朽化による改修が多く、児童生徒の安全面、衛生面を考慮した屋根の防水、バルコニーの手すり、技術室の床の張りかえ等、必要な改修が主となっています。ない袖は振れぬということは重々承知しております。

そこで、何か打開策はないものか、考えました。県教委、財務福利課、施設助成担当の方に話を伺いました。その結果、公立学校施設整備事業の国庫補助制度があり、トイレ改修及び空調設備設置を箇所ごとに行う場合は、大規模改造事業質的整備に該当するとのことでした。しかし、交付金の算定割合、算定範囲等々あります。詳細については、担当課で承知していると思います。このような補助金等を有効活用した学校の教育環境整備はできないものか、町長の見解を伺います。

次に、新規需要米（WCS用稲）の取り扱いについて、現状はどうか伺います。

国は、農業経営の安定を目指して打ち出した農業支援策、経営所得安定対策で、水田活用の直接支払い交付金の戦略作物助成として、対象作物（WCS用稲）に対して10アール当たり8万円の交付金を交付しています。

WCS用稲は、ホールクロップサイレージ（稲発酵粗飼料）として稲の子実が糊熟期から黄熟期の頃に刈り取りを行い、穂と茎葉を一体的に収穫、密封、サイレージ化し、飼料として利用するものです。稲作を行う耕作農家と、飼料を購入している畜産農家、共により制度で、維持拡大していかなければなりません。飼料用稲の効果、効用として、飼料自給率の向上、自給的飼料利用による畜産経営安定、水田の有効活用等、考えられます。

WCS用稲については、農業者（稲作農家）が需要者等（畜産農家）と取り引きについて契約書を締結し、相互に取り引きすることが約束され、地域農業再生協議会及び地域センターに承認を得ています。理屈からいくと、スムーズに流通することが基本ですが、現実には県道沿いにラッピングしたWCS用稲の過年度分が大量に野積みされており、耕種農家、畜産農家とも、現状に疑問を抱き、大変心配しています。

また、においがするとの指摘もあります。これは先月、宮日のT P P関連記事で、川南町の農業法人は、約150ヘクタールでWCSなど、飼料作物を栽培するほか、約30個分の130ヘクタールほどの飼料生産を請け負うと紹介された農業法人の持ち物とのことですが、問題

はないのか、伺います。

以上です。関連質問は質問者席にて行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの、中津議員の質問にお答えいたします。

まず、小学校の環境整備についてでございます。エアコン、それからトイレに関しても質問をいただきました。

御指摘のとおり、小中学校、川南町7つございます。いろんな問題を抱えておりますが、今一番大事なことは、子供たちにとって、川南町にとっての地域であります子供たち、この子供たちをいかに成長することを我々が支援できるか、いかにすばらしい大人になっていただくかということを中心に、当然いろんな政策を考えております。

特に、ことしに関しまして、非常に猛暑であったというのも事実でありますし、たまたま小学校に関しましては、そういう時期は夏休みということではあります、そういう、よい環境での学校生活を送れる、そういうために我々が最大の努力を図っていくというのは当然であります。

ただ、御指摘がありましたとおり、現在において財政的な理由が一番ではあります、しかし、やらなきゃいけないこと、大事なことは当然やっていくべきであります。エアコンに関しては、小中学校、小中7校合わせて236の部屋がありますが、現在においては37の部屋で設置ということになっております。特に、子供が使える部屋はコンピューター室と保健室ということで限られております。

トイレの件と合わせて財政的なお話はさせていただきますが、子供たちがこれから丈夫でたくましく育てていただきたい、そういう思いにとっては、子供たちというのは、我々大人が感じている以上に暑いとか寒いとか、そういう生活環境に適応する能力は高いものがあると思っております。これから長期的な計画に基づいて、施設の老朽化がありますので、建て替え等のこともこれから出てくるかと思っておりますので、トータル的な判断が必要になるかと思っております。

同じような意味合いで、トイレに関しても御指摘ございました。現在、家庭においてはほぼ9割、ほとんどのところがもう洋式化されているというのは、もう皆さん御承知のとおりだと思っております。

特に、トイレに関しましては、私の聞く範囲ではあります、子供たちからそういう直接的な要望があったとは聞いておりません。社会の動き、やっぱり時代の流れとともに必要な部分はそういうことが必要になってくるとは思っております。現在においては、教育委員会と相談しながら予算の中で長期的な展望を図りながらやっているというのが現状でございます。足りない部分については、また教育委員会から補足説明があります。

もう1つ、WCSについてでございますが、23年度から本格的な実施をしております。今年度におきましては、194名の耕作者、そして面積が216ヘクタールとなっております。非常にこういう口蹄疫を経験した我が町であります、やはり1つの重要な品目であるというの

は間違いないこととございます。23年当初におきましては、雑草が非常に多かったという、一部多かったということも聞いておりますし、翌年度からちゃんと水田用に水を張って管理するというので、つくる者に関してはおおむね順調にいと聞いております。

議員の御指摘のあった一部法人において販売に苦慮している現状があるのも事実でございます。これに関しましては、国、県、町一体となって販売に関する指導を行っているところでございます。

来年度に関しまして、その点を踏まえ、構築連携を目指したマッチングという、耕種農家と畜産農家、そういうことが非常に大事であると考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 町長の今の答弁の中で、最後に私が提案をした、公立学校施設整備事業の国庫補助制度があるということをやっと調べてきたわけですが、ここ辺の補助事業等も検討する、という余地はないというふうなことなんでしょうか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） そういう国庫補助事業についてでございますが、これは教育関係に限らず、やはりこういう地方における自主財源の乏しい自治体において、国の事業、県の事業を有効的に活用するのは最善の策でありますし、当然大事なことであります。学校に関して言えば、先ほども申しましたけど、非常にこう、改築の時期が迫っております。改善も含めてですけど、そういう、もう少し長期のトータル的な計画が必要になるかと思っております。詳細については、教育委員会のほうに補足説明させます。

○教育総務課長（米田 政彦君） ただいま御質問がありました、中津議員の発言に対し、町長の補足をいたします。

大規模改装、質的改修工事につきましては、下限値が400万円というところで、トイレの改修に対してそれぞれの学校で算定をいたしまして、その下限値に該当するかどうかを判断して、今後の財源にしていきたいわけなんですけども、国庫補助を利用して改修を行った場合については、いろいろな制約が設けられることとなります。向こう10年から20年の取り壊しがきかないとか、目的外利用ができないとか、さまざまな制限、制約を受けることとなりますので、今後、川南町の学校、どういうふうを考えていくかというところ、長期的な目線を考慮した上で、国庫財源の利用を考えていけないといけないというふうと考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） トイレが注目される理由として、トイレのきれいさ、学校の品格、雰囲気を示すと言われております。どのくらい指導ができていますのか、気づける子供がどれくらいいるのか見られています。

我が町の顔である庁舎のトイレも同様に、掃除はされていますが、壁等、大分傷んでいます。余談になりますが、耐震工事のとき、改修すべきと考えます。

教育長に伺います。大便をするとからかわれるという男子の悩みもあるようです。排便への偏見をなくすことが重要です。排便の大切さや必要性、健康との関係を学び、児童生徒の

悩みやトラブルを解消し、子供たちの健康、快適な学校生活のため、トイレ教育を浸透させる必要があると考えますが、見解を伺います。

○教育長（木村 誠君） ただいまのトイレの質問について、お答えをいたします。

現状としまして、学校のトイレ、3Kと言われますね、臭い、汚い、暗いと。あるいは5Kとも言われるんだそうです。怖い、それから壊れてる、壊れてるのは稀な学校のことだろうと思うんですけどもですね、そういう言われてる現状もあります。学校のトイレ、全ては水洗にはなっておりますけれども、暗い、それから臭いという印象はみんなが持っていると思います。要するに、においというのは便器に、尿石が便器に付着して臭くなるということになりますし、排泄物を出す場所でもありますので、まあ和式という場合はどんな水を撒いて掃除をするという、要するに湿っている状況があるという、それでまあ汚いという意識があるというふうに思います。それで、トイレに入るときはスリッパを履き替えて入るのが現状であります。

しかし、現状のトイレでも3K、5Kを少しでも改善する方法を実践している学校もあります。日常の生活で履いているスリッパのままトイレに入れるように掃除を徹底しているという学校ですね。週に1、2回は水を撒きますけれども、水を撒いてブラシで掃除しますけれども、あと完全に水を拭き取るという、水分を拭き取るという掃除を徹底している学校もあります。ですから、その他の日はもう拭くという、便所の床を拭くという状況ですね、そういう掃除をしている学校もあります。もちろん、便器は毎日掃除はしますけれども、でもそれで尿石は取れるかということではないというふうに思っています。

それから、暗いというイメージですよ、これも実にトイレ美術館とかいう形で、有名な画家の要するに複製ですね、レプリカ、を貼ったり、あるいは子供たちの作品を掲示したりということをやっている学校もありますし、ドアを、これはもう子供たちでできません、PTA等の協力を得て、ドアを明るい色に塗るとか、そういうことをやってる学校もあります。

私、最後の学校でイエローハット元社長の鍵山秀三郎さんが総称されました「日本を美しくする会」の「宮崎掃除に学ぶ会」ですね、に2回、トイレの掃除をしていただいたことがあります。もちろん、教職員も保護者も生徒も一部参加をいたしましたけれども、御存じだと思うんですけども、素手で、素手で要するに小便器のところ、拭きますね。かなり尿石が物すごく臭いです。これをその会が準備された器具、それからブラシ、それからスポンジ等を使って磨き上げるという掃除ですけども、本当に掃除の後は便器自体がピカピカになりましたし、においがしなくなっておりました。

生涯学習センターの私、2階のトイレ使うんですけども、ここも非常に掃除が行き届いております。においません、使った方は多分、そういうふうな印象持たれていると思うんですけども、非常にきれいに掃除をしていただいております。

でも、各学校の毎日の10分、15分の掃除ではそういうことはできないと思うんですよ。やっぱり特設をして、時間を特設をして取り組ませるといふ、これも1つの教育の一環だと

いうふうに考えております。こうやってまた校長会等をお願いをしていきたいなというふうに思っております。

しかし、各家庭でも先ほど話がありましたように、ウォシュレットが普及している時代があります。しかし、全てのトイレをトイレ並みの乾式、乾いた状態ですね、乾式のホテルのトイレみたいにできませんので、児童生徒あるいは先生方あるいはPTAの皆さんの力をお借りしながら、少しでも改善できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 話を伺っていると、ハード面についてはなかなか困難であるというふうに理解できます。

そこで、ソフト面ですけれども、トイレ教育、先ほど言いましたけれども、そこ辺も含めてあるものを大事にしていく、あるものをいつくしむ、毎日必要なものであるというふうなソフト面の教育、これは徹底していただきたいということを申し上げて、次に入りたいと思います。

WCS用稲についてですけれども、町長の答弁によりますと、販売に苦慮していると、今、指導しているということではありますが、その答弁の中では、現在の契約、委託しているわけですけれども、農業者が、普通ですと畜産農家と契約しなくてはいけないのを農業法人と委託契約をしているわけですが、それはそのまま続行するというふうな理解でよろしいわけですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

平成25年度に契約をされて作業が目下進んでいるところでございますが、今年度におきましては、作業も順調に行われると。ただ問題点としましては、先ほどから答弁されておきまして、販売が問題であるという状況がございます。そういうことから、国の指導の中でも結局、販売にとにかく全力を上げてくれと、今年度の契約においては有効ですよというような回答はいただいております。

ただ、26年度以降について、ちょっと懸念される部分がございますので、先ほど答弁がありましたとおり、マッチングを精一杯、再生協議会としても取り組んでいくというような考えで今、進めているところでございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） ただいまの答弁を伺いますと、販売ができれば20、今後、についても委託契約、可ですよということ、いうふうに理解していいわけですね。

そうすると、今、県道沿いに積まれてあります。畜産農家に聞いても、古いやつはいらないと。確かにサイレージですので、乳酸発酵していて、利用価値はあります。あるけれども実際、回って伺ってみると、新しいやつじゃないといらないと、古いやつは買わないと、普通8,000円するのを6,000円に落としても買わない、断ったというふうな事例があるわけですが、具体的に販売できるんですか、伺います。



○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問に再度お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、過年度分の23年、24年度分につきましては、かなり穴等が開いて腐食も進んでいるというような部分がございます。それについては、現段階では、それについての対策っていうのを具体的には国も了解するという状況ではございません。ただ、25年産、24年産のきれいな分については、とにかく販売に力を入れてくれと。そこで残った過年度分についての処置っていうのはまた国の指示等も仰ぎながら、有効に活用できる方法を次は模索していきたいというふうには思っております。現段階ではそのような状況でございます。

○議員（中津 克司君） 契約等を示されているものを読みますと、過年度分がある場合は、今年度分は認めないよというふうな文言もありますよね。その辺は、そのまま流れていくということではよろしいわけですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 再度お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、基本的な路線というのはその年度の分をきちんと売り切るという状況でございますが、ただ3年間、若干の猶予を見ながら、状況を把握してきたというのが町、国、県の対応でございます。

それで、一連の3年間が終了すると、今年度3年計画の3年目が終了する段階で、全てを清算できるようになってというのが現在の状況でございます。翌年度からまた新たな3カ年というのが進もうかと思っておりますが、それに合わせて今年度中にきちんと、やはりそこを整理しなさいというのが国の指導だというふうに私たちも受け止めております。

○議員（中津 克司君） 今の答弁によりますと、販売をしたらというふうなことでしょけれども、過年度分があって、県道沿いに今、現実に目立つところにあるわけではしょけれども、今年度分は別の場所にまた保管されています。御存じですね。そういうふうな現状を鑑みただ中で、販売が可能なのか。来年度も契約が、その農業法人の契約が認められるのかどうか、お伺いします。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問に再度お答えいたします。

現段階で、9月の段階でございますが、8月に国からの、先ほど申しますような答弁の資料がございました。それで、今後どういう見込みかというの、調査が8月に行われまして、今後の見通しという状況は出ておりますが、結果的にまだ年度途中でございまして、最終的に26年3月の状況を見て、契約が翌年度以降できるのかどうかという判断はされます。そういうことから、町として農業法人に対して指導という形は取れますが、個別の案件について、販売の協力とかそこあたりはなかなか厳しい部分がございます。

それで、今後やはり推移を見守りながらいかなければならない。それから、先ほどからありますとおり、過年度分についてどういう処置を行うことによって、翌年度以降が契約可能になるのか。その部分も模索しなければならぬというふうに担当としては考えております。

そしてもう1つ、万が一の場合を想定しまして、新たなやはり形での構築連携を、この事務局としても模索しなければならないというふうに考えております。

要するに、耕種農家と畜産農家のマッチング、この区域だけでなく広い範囲でのそういうものを、事務局としてもマッチングを考えた対応をしていこうということで今、取り組んでおります。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） ということは、現状で、まだ成り行きを見守るというふうなことでよろしいわけですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 現段階ではそういう状況であるということでございます。以上です。

○議員（中津 克司君） 罰則規定等はないと。今の現状、約束を破っているけれども、そのままいかざるを得ないというふうな理解でよろしいわけですね。

○農林水産課長（押川 義光君） 現段階では罰則の話はございません。ただ、翌年度以降に現在のがはけない状況であれば、当然契約ができないという状況が生じるやに聞いております。それがまあ、事実上の罰則にも当たるのかなというふうに判断しておりますけれども、現段階でそのことが明確に国から支持されているということは、今の段階ではございません。

○議員（中津 克司君） では、現状が打破できない場合は、契約できないというふうな前提のもとに、ちょっと前向きな話で行きたいと思いますが、農業法人については機械なりの労力、WCS用稲のノウハウも持っています。それで、飼料を購入している農家もたくさんあるわけですが、何とか生かす方法、そこ辺も含めて行政としても考えておられるというふうに理解をしました。

契約書では、耕作者と農業法人が収穫から引き渡しまで委託契約を結んでいますね。そして、飼料用稲の耕作者の約3分の1、61名が農業法人と契約しています。今後、この耕作者は、もしだめということならば、みずから畜産農家と契約することになりますが、困難が予想されます。そこで、さっきから出るように、農耕畜産連携というふうなことが出てくるんだと思います。

通常ですと、農業者と需要者等は顔の見える関係で、耕種農家は適正な管理を行い、安定生産に努める。また畜産農家は出水期以降適期に収穫、適度に乾燥し道路上に梱包、ラッピングした良質のWCS用稲を手に入れるという原点に帰るべきだと、そちらがおっしゃるとおりだというふうに思っております。

聞き取りによりますと、7月末で農協では繁殖牛農家111戸1,736頭、肥育牛農家7戸1,305頭、酪農家19戸941頭、合計3,982頭137戸の畜産農家を有しています。この方たちは、農協の組合員ではありますが、その前に川南町の町民でもございます。大型機械を持ち、ラッピングまでできる農家も数多くあります。

また、農協には稲作部会、繁殖牛部会、肥育牛部会、酪農部会と、関係する部会があります。ことしのような晴天続きの年もあるし、その逆もあります。耕種農家は必ず交付金が入ってきます。10アール当たり8万円ですけれども。しかし、収穫期に長雨が続きたり台風が来たりすると、畜産農家はいやでも契約にしたがい収穫作業をしなければなりません。

いろんな事例が考えられますが、詳細を詰めて稲作農家、畜産農家、お互いウインウインの関係は構築できないものかと思います。行動を起こせば解決するのではないかというふうに考えます。

これまで地域農業再生協議会及び地域センターとも、委託契約を認めてきました。しかし、今の話では来年度は販売できないと、どうなるかわからないと、転ばぬ先の杖ということで、農協当たりと具体的に話し合いをする、具体的に動く考えがあるかどうか、お伺いします。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいまの御質問でございますが、現在、都農町、両町とJA尾鈴、3者におけるいろんな協議会、一本化する方向で動いております。言葉で言えばワンフロア化、組織的なことを含めて。しかし一番大事なことは、農家が、そして町民が、どうやってこれから経済的にうまくやっていくかということを経点に入れながら考えるべきだと考えております。

詳細は担当課長に説明させますけど、再度申し上げますが、やはり議員のおっしゃるように、この地域で営む農家にとって、町民にとって、どういう形がこれから展開できるのか、いろんなパターンを推測しながら、最善の策というのを探り続けていきたいと思っております。以上です。

**○農林水産課長（押川 義光君）** 中津議員の御質問に再度お答えいたします。

実際問題としまして、もう現在、大きな農家で機械を持ち、しかも畜産をやめた農家さんあたりと協議を始めております。具体的に、やはり来年に向けて、今からやらないと間に合わないということで、今後、そういう方針でマッチングをするという方針でございますので、よろしく御理解いただければと思っております。

以上です。

**○議員（中津 克司君）** 積極的に進めていただきたいということをお願いして、今回の件、これはやっぱり問題視しなくちゃいけない件ですよ。今回の件でほかのWC S用稲の生産農業者、また需要者、畜産者側ですけれども、こころに不利益をこうむるようなことはないですね。質問いたします。

**○農林水産課長（押川 義光君）** 我々も、議員の、今、御心配されていることを最大に心配しております。そこはないように今、国とも協議を行っておりますので、先ほどから答弁しているようなことが出てきているところでございます。そこに一番重点を置いて、最大限今年度をきちんと清算していこうと考えておりますので、御理解いただければと思います。

**○議員（中津 克司君）** もしも、最悪、そのような事例が発生したときは、町長みずからフットワークよく動いていただくことをお願いして、次ですけれども。

においがするとの指摘があるわけですが、中身が腐敗しているということが考えられます。どのように処分を指導するのか。また、ラッピング資材の処理方法も合わせて伺います。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問に再度お答えいたします。

一部腐敗した部分については、1つの方法としましては、やはり堆肥化ということが考えられるように思います。

ただ、それ単体でたくさん集めると、臭気のもとになりまして非常に問題が起こるかなと思っておりますので、ほかの副資材と混合しながら堆肥化を図って、そして畑地に還元するという方法も1つであろうと考えておりますので、万が一のときにはそういう指導をしていきたいと思っておりますし、ラップにつきましては、本町もやっております、廃プラ協議会、このところで処分が十分できますので、そういう指導を行っていかうというふうに思っております。

○議員（中津 克司君） 当農業生産法人のラッピングは、普通のラッピングよりも非常に厚く、裁断したものを梱包しております、ほかのところはロールしたもの、乾かしたものをラッピングしておりますけれども、違いますので、非常に厚くラッピングしてあります。青刈りしたものは下のほうに水が溜まって、それを先に出して餌を与えてる農家もたくさんあります。そういうふうなことでありますので、今後の指導、十分にされることをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（竹本 修君） 次に、米山知子君に発言を許します。

○議員（米山 知子君） 通告書に基づき質問をいたします。

8月の宮日新聞、朝日新聞紙上に、安倍政権が進める社会保障改革のスケジュール案が掲載されており、その中で、介護保険制度の見直しについて示されております。

介護保険見直しの要旨は、介護保険の中で要支援の人を介護保険のサービス対象から切り離すということと、高所得者の自己負担の切り上げというものですが、特に、要支援の人の切り離しについては、不安の声が多く上がっております。

そもそも介護保険は、加齢により介護が必要になったとき、要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして、2000年4月に導入された制度で、制度スタートから10年を過ぎ、ようやくその認知度も上がり、利用者も増えてきているところです。

さらに、高齢化も加わり、川南町の介護認定者数は平成16年度の465人から24年度は742人と年々増加している現状です。要支援の軽度のサービス受給者を切り離すことが、切り捨てになれば、要介護者の増加につながるのではないかと心配です。

しかしながら、9月3日の新聞紙上では、厚生労働省は2015年から移行を始め、2017年度中に完全に移行させる方針を固めたと報道されています。移行によって、全国一律のサービスをやめ、内容や利用者の負担割合を市町村の裁量に委ねるとなると、市町村は向こう

3年間で具体的な予防給付策を考えなければなりません。市町村に移行することで、厚生労働省が描いている地域の実情に応じた効率的なサービスが可能になるのか、費用削減になるのか、市町村の力量が問われるところです。

健康寿命を延ばし、介護保険を利用しないで人生を終わることが誰もが願うことでしょう。そのために何をしたらよいのか、個々の責任、個々の努力だけでなく、地域や行政も加わった介護予防策を早急に考えていくべきです。介護予防事業の充実で介護が必要にならない高齢者が増えるということは、高額介護サービスを抑制することにつながります。こう考えますと、介護予防事業こそ介護保険にも高齢者にも望まれることではないかと思います。川南町の介護、特に要支援の人の現状、さらに介護予防事業の現状と、今後、介護予防にどう取り組んでいくのか、町長の考えをお尋ねいたします。

残りは、質問者席で行わせていただきます。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいまの米山議員の御質問でございますが、宮日新聞に9月3日に報道されました。それ以前に、8月5日に社会保障制度改革国民会議というところで、国に8月5日に報告書を提出したところでございます。ただし、これは基本的な考えを政府に提出したということでありまして、それからの審議会を踏まえていろんな形はこれから展開することであろうと思います。本町にとってどうあるべきか、どのようなことができるのか、いつするのか、これは当然27年度から新しい体制であります介護保険計画の取り組みも含めて考えていくべきだと思っております。

順番が逆になりますけど、介護予防の大切さ、これから介護についての考え方、それがまさしく地方の市町村の直面する問題であります。言い換えれば、市町村の生きる道だと考えております。その辺に関しては、議員と同じ考えであると思っております。

介護にならないために、じゃあどうするのかということでございます。当然、現状、社会福祉協議会を持っておりますし、また包括支援センターも一体的に、本町としては稼働しておりますので、そういう面においては非常に高い評価を受けているところでございます。

種類においては、いろんな分け方がございますが、基本的には自宅で中心に行う居宅介護サービス、また施設に入る施設サービス、施設介護というのがありますが、その、議員の言われるように、施設に入る前にどうしたらいいのかということで、大事なことは地域とともに一緒に、高齢者を含めたそういう地域をつくり直す、そういう事業をこれからの本町の課題でもあります地域づくり、そういった面を踏まえて、トータル的なこれからの取り組みが必要になると考えております。

**○議員（米山 知子君）** やっぱり未来を考えると、いろんな事業、これからどうしたらよいのかを考えると、やはりまず現状の認識っていうのが非常に大事なことではないかと思うんですね。そこで、現状についてお尋ねいたします。

恐らく、介護保険ということは、なかなか当事者にならないと介護保険の中身っていうのは難しいことで、ここにいらっしゃる皆さん方の中にも、介護保険ってどんなものかってい

うのを本当に詳しく知ってらっしゃる方っていうのは、恐らく数えるほどしていないんじゃないかと思うんです。

その中で、じゃあ川南町の現在の介護の状況、現状はどうなっているのか、そこら辺は町長はおわかりですか。

**○町長（日高 昭彦君）** 非常に大きな質問でございますが、介護保険の性格からしまして、本町の65歳以上の高齢者が4,761名いらっしゃいます。介護サービスを受けるに当たりましては、要介護認定が必要になってまいります。その数その17%、約17%に当たります789人、その中で、要支援者については132名、数字的にはそういうふうに理解しております。

**○議員（米山 知子君）** 実は、その介護保険で認定を受けられた方は、介護保険の中で必要なサービスを本人が希望する分で、ほぼ保険料おさめている方は自己負担分1割でサービスを受けてるっていうのは、もう、これは全国共通なんですね。

今回、私が心配しましたのは、要支援の方たち、この中では数字的には132名おりますが、要支援っていうのは支援1、支援2ということで、程度が重くなっていくほど数字が上がってくるわけですが、支援2の上は介護1になるわけなんです。そうなったときに、この支援の、まだ介護はそんなに必要でないけれども、介護に至るかもしれないという方たちを今、予防事業として国が言っていることを当町もしております。

その要支援1、2の人たちが具体的にどういうサービスを受けてるのか。これが切り離されるとなるときは、じゃあその受け皿はどこが何、どこでどうするのか、そういうことを、まあ確かに先の話ではありますが、そういうことを考えていくことが私は先々のことを考えて、その事業を立ち上げるということになって、国が平成27年度にもう切り捨てるよと言っているのだから、もうそうなったときに考えるということでは遅いと思うんですね。

要支援の人たちが現在、どういうサービスを受けているのか、具体的に。デイサービスに行っているのか、それとも家事サービスを受けているのか、そこらあたりの具体的な事例っていうのは、御存じですか。

**○町長（日高 昭彦君）** 本町としていろんな事業にも取り組んでおります。

基本的に、現在受けているサービスの中の主なものは居宅サービス、自宅を含めたデイケア、通いながらやる、通いながら——通いながら介護をするデイサービスですかね、そしてリハビリをするデイケアと、また短期的に施設に入るショートステイ、そういうものがございますが、事業としては、やはり介護にならないためにどうするのかということで、元気アップ事業というのを予防医学研究所の委託いたしまして、現在やっております。

それに似た形としましては、地域のふれあい事業でありますとか、高齢者クラブの長寿会、そういったものに対する支援、または福祉に対する用具の対応であるとか大きく言えば住宅の改善、そういったものも入っているかと思えます。大事なことは、やはり、いかに介護にならないようにしていくか、できないことを補助するんじゃなくて、できることをいかに増やしていくか。そういう視点でやっていっているところだと思っております。

○議員（米山 知子君） 町長の頭の中にも一応整理していただきたいんですけども、介護保険っていうのは、いわゆる支援の場合には予防事業ということで、いろいろしてるわけですね。今度はその支援にも至らない人、いわゆる介護保険に非該当となった人、自立と判断された人、でも、ほっとくと介護保険になりますよという人たちに対して、地域支援事業という形で、今、町長がおっしゃったような、元気アップとかショートステイとか、そういうこともいろいろしているわけなんです。

ですから、今回、要支援者が切り離されるということは、その予防事業もこの地域支援事業っていうのも一緒に考えていかないと、両方とも、今2つのグループがあるわけですね、介護保険の中でサービスを受けてる人、支援ですけど、その人と、介護保険に当てはまらない人、それで、町独自の事業をしてる、それを受けてる人っていうのがあるわけです。

さらに言いますと、その地域支援事業、いわゆる元気アップ事業とか、そういうことを対象者にそれにも至らない人、一見、非常に元気なお年寄りです。ですけども、その人たちをいかに地域支援事業に入らないようにするか、あるいは地域支援事業の人が要支援に入らないようにするか、そういうところ、考えていかないと、いくつかのグループがあるわけですよ。今、やってる事業で、それが果たしてできるのか。

例えば、今は要支援は介護保険の中のサービスを受けております。居宅サービスでデイサービスに行ったり、デイケアに行ったりしております。でも、それが切り捨てられて、介護保険は使えなくなるわけなんです。じゃ、その人たちはどこのデイサービスに行くのか、どこのデイケアに行くのか、そういうことを町独自が考えていかないと、切り捨てになってしまうわけですね。そこら辺りがちょっと認識がごちゃごちゃになってるような気がするんですけども。

私が一番懸念してるのは、国が言いますように、要支援を介護保険のサービスから切り離すというときに、今まで支援が受けられた人はどうなるのか。それから今、その介護保険に該当しない人たちがいろんなサービスを受けてますけれども、それで十分なのかということ、ポイントとしてはお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 詳しく、事業について説明いただきました。ありがとうございます。今後、私も勉強させていただきたいと思っております。

詳しいことに関しましては、担当課長に説明させますが、切り離していいのかと、これをいいと答えるほど、我々はまだ成熟した自治体ではございませんし、これは全国の問題であります。国がじゃあ、なぜするのか、基本的に財政的な問題だけでございます。じゃあ我々、町が、本町としてどんな施策を設けるのかというと、やはり、ある意味ボランティアを含めたことになるかもしれませんが、議員のように専門的な知識もお持ちであり、なおかつ体力的にも自信がある、そういうボランティアの方々を募りながら、地域として、高齢者を取り巻く環境を整える、それは我々日本の地方におけるこれからの直面する現実であります。

川南町だけではなく、その高齢者の人たちとどう向き合うか。これが解決できなければ、

日本における地方というのはなくなっていくと思っております。

細かいことについては、担当課長に補足説明させます。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの米山議員の御質問にお答えしたいと思います。

大まかな御説明でございますけども、介護保険の分類といたしましては、居宅介護サービス、地域密着型、そして施設サービスというふうに分類されますけども、要支援者が自給できるサービスにつきましては、居宅介護要望サービス、地域密着型サービス、また居宅サービスの中に入りますけども、生活環境を整えるサービスというような内容が含まれるというふうに思っております。

居宅介護擁護サービスといたしましては、先ほどからやりますように、訪問介護でありますとか、訪問入浴介護、また訪問リハ、訪問介護（通所介護、通所リハ）、短期入所生活介護、短期入所療養介護等がございます。また、地域密着型はグループホームであるとか、小規模多機能、いわゆる川南ひばりですかね、ああいう施設への宿泊サービス等が含まれまして、これに対して入居等をするというサービス、また生活の支援といたしましては、福祉用具の購入であるとか、自宅改修であるとか、そういうサービスが現段階で提供できることでございまして、要支援者もその中で何%か、この利用をされておられるのが現状であるというふうに認識をしてるところでございます。

今後のことでございますけども、これはまだ8月の段階で、いわゆる税調のほうでいわゆる資金的な面でこの支援者を切り離そうという動きが出てきておりまして、それに乗って、厚生労働省のほうもそのタイムスケジュールを発表したところでございまして、その内容について、何ら、こちらのほうにこうなります、ああなりますというような説明の文書とか通知が一切まだ来ておりません。

それで、それをその内容を汲みながら、いろいろ町のほうの施策を考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますけども、またこれについて、完全に決まったわけじゃないと思いますので、ぜひ議会のほうでもこれに対して異議があれば、ぜひ力を上げていただくのも1つの方法であるというふうに思っております。

現在、川南町で行っています、先ほど言われました地域支援事業、これにつきましては、枠がございまして、介護給付費の枠の中の3%以内の事業につきまして支援をするということでございます、本町ではこの中で含まれますのが、日常生活支援総合支援事業、それから介護予防事業、それから包括的支援事業等が入っております。

その中で、介護予防事業、もしくは包括支援事業をとり行っておりまして、介護予防事業につきましては、先ほど町長のほうから申し上げました、元気アップ事業である等を行っております。また、包括的支援事業、これは包括支援センターの活動が主でございますけども、包括的な予防の事業を、地域支援の事業を行ってるところでございます。

あくまでも現在の段階で資金的限界がありますので、これもあれもというふうな形ではできないというふうに思っております。また今後、この事業に特化してくるというふうな、先



ほど議員の御説明ございました、そのとおりだというふうに思っております。この内容は、どのような内容で来るのかということを加味しながら、本年度、ニーズ調査を行いまして、地域がどういうニーズを持っているのかというのを含めて、来年度介護予防計画を立てる予定でございますので、その中で十分検討して、27年度からの介護事業に取り組みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....  
午前10時08分再開

○議長（竹本 修君） （中断）続行します。

○議員（米山 知子君） 健康福祉課長の説明で、いろいろ詳しく説明をしていただきましたが、ここにいらっしゃる人たちが、皆さん、それで介護保険のことをお分かりになったと思います。

私は、今、お話になったことは、今インターネットとかで調べたら全部載っておりますので、そういうことを答弁で聞きたいんじゃないかと、支援が切られたときに、どういうサービスを受けている人たちが切られるかということです。まだはっきりきてないので、それがきてから考えますということですけども、私の取り越し苦労であればいいんですよ。でも、国がそこまでタイムスケジュールを出して言っている以上は、その可能性が高いと。そうなったときに、今、支援1、2の人たちがどのような具体的なサービスを保険の中で受けているのか。それを私は知りたい。それが切られたときにはこの人たちはどうなるのか。それを知りたいんです。それが現状です。

課長が説明になったのは、もう一般論です。この包括支援に行くところいう手引きを準備してあります。これにみんな書いてありますので、皆さんぜひ御覧になってください、介護保険について詳しくない人は。

現状をお聞きしているんです。支援の人たちは具体的にどういうサービスを今、受けてらっしゃるのか、デイサービスに行ってるのか、デイケアに行ってるのか、家事援助を受けてるのか、施設入所はまだないと思いますよね、支援だったら。ということです。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの米山議員のご質問に答えます。

サービスの内容ということでございますけども、先ほど言いましたような事業がございまして、現利用者数ということでございますので、7月分でお示しいたしますと、先ほど申しました、調理、掃除などの支援に当たります介護、訪問介護が、全体数で62名中要支援者が12名、リハビリ、訪問リハが利用者が14名中ゼロ名、訪問介護利用者が39名中要支援者が8名、通所介護利用者数が244名中20名、通所リハビリが149名中25名、生活介護利用者が48名中1名でございます。

また、先ほど申しました生活を整えるサービス、福祉用具貸与であるとか、自宅改修でございませうども、これにつきましても7月期で218名中38名が要支援で利用されておられます。

また、地域密着型グループホーム小規模多機能につきましてもは、全て要介護以上の方が利用されているということでございませう。

以上です。

**○議員（米山 知子君）** 今、説明の中で、結局、訪問リハ、訪問介護、通所リハ、通所介護っていうのがありますが、この言葉の違いっていうのが、一般的に私たちがデイに行っていると、お年寄りにデイに行かれてますかというのは、通所リハも通所介護も含めてのことなんですね。行く施設で違ひませう、言葉が。

だから、この中から言うと、45名の方がいわゆるデイサービスに、それは週何回行かれてるんですか、恐らく支援1と2では違ひんじやないかと思うんですけど。

**○健康福祉課長（佐藤 弘君）** これ、支援の度合ひで違ひんじやないかと思ひませう。また後ほど御説明させていただきますと思ひませう。

**○議員（米山 知子君）** 支援の方は、デイサービスは週1回利用です。それ以上利用したければ、自分の自費で行くしかないわけですね。そうすると、相当かかります。

大体、通所リハ行かれる方は、週1回の利用で、月額2,000円弱の自己負担分ですから、非常に安い。それにプラス、もちろん食事代がつきませうから、大体1,000円以内ぐらいというふうに思ひてていいかなというふうな金額なんですけど、結局こういうふうな週に1回でも外出の機会を与えるということが、私は介護予防の一番のポイントではないかと思うんです。

先ほど、町長の最初の答ひの中ひ、非常に私は心を打たれることがありました。地域とともに高齢者を含めた地域での体制づくりですね、こういう高齢者を地域の中で見守っていくと。そして介護に至らないようにする。そういうことが本当に一番大事なことで、これは今、取り組んでおひませう、その地域づくりの組織の中ひでも、この中にもぜひ入れておひていただきたいことだと思ひませうので、あえてこのこと、地域とともに高齢者を見守っていくと。ただ見守るだけじやなくて、具体的に、その高齢者が介護に至らないようにするにはどうしたらいいかと。通所リハとかデイサービスとかの考え方でわかりませうように、いかにしてその週1回でも出かけるところがあるか、週1回でもきちんとした食事を食べるか、私はそこ辺が介護ポイントではないかと思うんですね。

そこで、次に、支援の方はそういう中身を鑑みた上で、次の事業の中ひこれをどういうふうな当てはめていったらいいかということをおひていただきたいんですけど、介護予防サービス、今、町が言ひてませう、町が地域支援事業としてしてひる中ひ、ホームヘルプ事業、ショートステイ事業、家族介護用品支給事業、これはもう特定の人ですから、こうちょっと置いときませう、一番一般の方たちが対象なのが、訪問給食サービス事業と元気アップ事業なんですね。

この中ひ、訪問給食サービス事業っていうのがあります。これは、社会福祉協議会に委託

して、負担金400円でバランスの取れたお弁当を安全、見守りを兼ねて届けるということで、ずっと前からやっている事業ですけれども、私、前からそのことがちょっと気になりまして、本当にこれは、こんだけのお金をかけることが必要なのかなという気がします。

単純にお金だけで見ますと、1食あたり400円で、24年度決算報告で見ましたら1万5,613食、配ってますね。その負担金が624万5,200円です。それに対して、このための委託料が、社会福祉協議会に1,685万7,720円です。これを単純に足しますよね。弁当代と、個人から徴収する弁当代と、町が委託してる委託金と合わせると、これを1食当たりの単価にしますと1,480円です。今、民間で1,480円、約1,500円の弁当を宅配してもらったときに、確かに見守りとかはありますけれども、これだけのお金がかかっていると、1食あたり1,500円の、1,500円近くのお金がかかっているわけですよ。

これを、今、民間業者いろんな弁当屋さんがありますけれども、民間は400円で宅配してるんですよ。個人負担金だけで400円で宅配をして、場合によってはその見守りみたいに、どうですかって声掛けくらいもしてくれてるんですね。この辺の事業の見直しをぜひ考えていただきたい、もっと。非常に大事なことです。

高齢者にとって食事っていうのは、本当に介護に至らないために大事なことですけれども、これを今希望する人だけが、その町からの1,685万円余りのお金を受け取って、その恩恵を受けてるんじゃないかと、もっと広く一般の人がその恩恵を受けられるような形のものにするべきではないかと思うんですけれども。その辺についてはどんなお考えですか。

○町長（日高 昭彦君） 今、予算的なこともおっしゃられました。町の全体の予算で見ますと、例えば、70億近くの予算の中で、どのくらい福祉に、介護に使っているか。今、一番使われているのが福祉、民生含めたそういうお金でございます。ですから、これを考えることが、先ほど申しましたけれども、地方を考えることだと。川南町の将来と向き合うことは、そういう、福祉に関する事業をどうこれから展開していくかを考えることだと思います。

ただ議員がおっしゃるとおり、そこに、じゃあお金をかければいいのか、財源に限度がある以上、できる限りやはり民間の力を協力していただきながら、我々ができることを探していく。これがこれからの要するに求められていることだと思っております。

○議員（米山 知子君） 1つの例として、訪問給食サービス事業のことを申し上げましたが、今、町長がおっしゃるように、確かに限りある財源ですから、それをいかに有効に使うか。たくさんの人に、その恩恵を与えられるかというところで、工夫をして知恵を絞っていただきたいと思います。

もう1つの、その元気アップ事業っていうのがあるんですね。これは、ずっと昔から、元気アップ事業だけの言葉は私、聞いてるんですけど、最近の、どういうふうな形でされてるのかっていうのがよくわからないんですが、このことは、担当課長からちょっと教えていただけますか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

元気アップ事業、これ、いわゆる2次予防の事業でございまして、当初は平成18年から社会福祉協議会のほうが受託してされておられたというふうに聞いております。それから22年度から今の業者のほうに委託して、現在行ってるわけでございますけども、やってることはいわゆる健康診断等のチェックの中で、包括支援センターのほうで精査いたしまして、2次予防が必要であるというふうな対象者に対してお声掛けをしまして、現在、年2回でございまして。ワンクールが13回の参加を求めまして、1回で約20名程度集まってきていただいております。計40名程度でございまして、ワンクール、3カ月間来ていただきまして、運動、指導、また食事のいわゆる食事の指導、または健康指導を重ねてやっていって、その方々の体質改善、健康予防に対する改善を図っていくというふうな事業でございまして。

以上です。

○議員（米山 知子君） 年2回で13クールということは、3カ月間週1ということで理解していいんですか。週1。で20名。それは基本チェックリストとか、それはどういうふうな方を対象、基本チェックリストから拾い上げたというふうに、ここには書いてあるんですが、どういう方を対象にしているんですか。その基本チェックリストはどういう方を取るんですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） これにつきましては、基本的に健康診断等、各所を回ったり、保健センターであります健康診断等に合わせまして、その方々から生活状態のチェックリストを記入していただきまして、いろいろ食事の状態であるとか、体の現在の状態であるとか、そういう状態を把握するチェックシートがございまして。それによって診断と言いますか、検討いたしまして、そのリストのボリュームに合わせましてお誘いをしてるというふうになっております。

以上です。

○議員（米山 知子君） 健康診断時にそのチェックリストを記入してもらってということですが、そもそも健康診断にどれくらい受診率が、どのくらいの人を受けてらっしゃるかということで、対象者っていうのが随分限られてくるんじゃないかと思っておりますので、そこ当たりが、来る人はもちろんいいですよ。じゃなくって、いわゆる一人暮らしの高齢者で、一番介護になるんじゃないかって不安な方は、健診にも出てこない、近くの人とも交わりがないと。そういう人たちが介護になったときに、必ず介護保険になってしまえば、それをいかにして予防するかですから、いかに予防事業の場合には対象者を広く拾えるかということに一番私はまず力を尽くさないといけないんじゃないかと思っておりますので、しかも、この元気アップ事業、3カ月間で1クールとして3カ月間で4週1、12回、でまた次の人をということですけど、そもそもこの予防事業っていうのは、3カ月間だけ、1週間に1回して、後のときはもう知らん顔と、教育して指導したわけですから、それを実践してくださいということで終わるんでしょうけれども、恐らく、それで終わって、ああわかりました、じゃあ頑張りますって、リハビリ頑張りますっていう人が、果たしてどれだけ続くかです。1回の指導

だけで。

だから、さっきから言いますように、デイサービスがなぜいいかっていうと、週に1回必ずデイに行くよという、その継続性ですよ。それがやはり一番介護予防に私、つながるのではないかと思いますので、この元気アップ事業もぜひ見直していただきたいと思います。

中身とすれば、運動指導士による運動とかあるいは栄養士による栄養指導、口腔清掃の仕方とか、内容的には本当にこういうパンフレットに書いてあるとおりのことが載っております。だけど、このパンフレットどおりのことが果たして現実の我が町の年寄りに当てはまるかどうかということを考えて、事業計画を立てていただきたいと思うんですけど、その辺りは町長から、町長がこういう形でしたいということのイメージでもいいから担当課に伝えて、その具体的案を出していただくということが一番かと思えますけれども。

私が言ってることは非常に厳しいことですか、難しいことですか。どう思われますか。

○町長（日高 昭彦君） すばらしく応援をさせていただいていると思っております。

本町がこれから医療と、医商連携という言葉も使わせていただいております。元気アップ事業をしていただいている委託先であります医療福祉でしたっけ、その緊急上もですが、これから取り組もうとしてるところは、熊本県にあるんですけど、やはり元気になっていただく、そして商業として、産業として、地域も潤う、そういう医療と商業がうまくマッチする方向を探していきたいと思っております。

経済を回すことによって、また関連する商工業の方々、それを含むボランティアを含めた人々、いろんな人の関わりを持ちながら、先ほど言われましたように、誰とも関わらない、出てきもしない、受診さえしない、そういった高齢者をいかに少なくするか、そういう方々たちをいかに我々が把握できるか、ということが大事なことだと思っております。

○議員（米山 知子君） 今、町長から、医商連携の話が出ましたので、また1つの例ですけども、これ、前にも私、お伺いしたことがあるんですけど、農協がやっておりますいきいき塾という、いわゆる託老所みたいなことが週に1回、農協が実施しております。私これね、非常にもう、農協さんには、川南町の福祉としては、お礼を言わんといかんぐらいの事業だと思えます。

負担金は800円なんです。そして、送迎つき、お昼つき、1日、まあ朝迎え、9時ごろに迎えに来てくれて、帰りは3時過ぎ、おやつまで食べて帰ってくると。なおかつ下のJ A Oで買い物も見守りながらさせてくれるということで、非常に人気があります。

その医商連携と言われましたが、現実的に、周辺部の買い物難民のお年寄りです。その人たちはタクシーを使って買い物に行くよりも、1日送り迎えをしてくれて、800円でお昼食べて買い物して帰ればもう御の字ですよ。そういうことを農協はずっとやってるんですよ。

で、私、もうこれで農協やっていけるんだろうかなと思って組合長にお聞きしましたら、いや、もう今まで貢献決してくださった方のサービスですよとおっしゃるんですけど、スタッフが5人ぐらいついております。ヘルパーさんやらね。送迎は農協の職員が農協の車を使

ってしております。もう、おんぶに抱っこみたいな形で、本当に私は、その買い物難民対策もあるし、いわゆるそのデイサービスの効果もあるしで、非常にいいことだと思います。

ですけれども、これをいつまでも農協さんにおんぶしてていいもんかどうか。本来は町が福祉として考えなければいけないことではないかなと思うんですけれども。その辺、いかがですか。

**○町長（日高 昭彦君）** 福祉に関しましては、当然、町が主体的になって取り組むべき課題だと思っております。

以前からあったように、例えば1カ所に集めているいろんな方を全て町が面倒を見る、なかなか現状としてはそういう状態ではございません。財政的な意味も入ってますが。その中の1つとして、今、農協さんが取り組んでいただいている、非常にありがたいことだと思っておりますし、当然それも含めた上で、今後、商工会、いろんな方たちと含んだ総合的な福祉、そういうもののあり方を模索していくべきだと考えてます。

**○議員（米山 知子君）** 介護に至らないための基本は、これは私もこのごろのこの言葉を知って、いろんなところで使ってるんですけども。高齢者に大事なことは、心がけなければいけないことは、「きょういくときょうよう」って何かに書いてあったんですね。「きょういく」っていうのは、いわゆるエデュケーションじゃないんですよ。「きょう、行くところがある、きょう、用事がある」っていうのが、高齢者にとっては非常にこう生きがいにもなるし、介護予防にもつながるということで、本当に私、これはぴったし当てはまる言葉だと思います。きょう、行くところがある、週に1回でも、ああきょうはデイに行くところとよねと。きょうはいきいき塾に行くところとよねと。そういう、行くところができるっていうことが、やっぱ介護予防の私、第一歩じゃないかと思えます。

今、町長が言われましたよね。1カ所に集めて何かをするっていうことは財政的に厳しいと。そこで言われたのが、やはり地域の中で、一番理想的には、もう車の運転もしなくなった、高齢者がシルバーカーを押しながらどこかに行くと、ちょっとみんなが集まれる場所に行って、そこで1日過ごして、楽しくおしゃべりしたりして過ごして、帰るといような、本当に小さい集団の中で、そういう場所があるっていうことが私は一番理想ではないかと思えます。

その中に今、取り組んでおります地域づくりの中で、ぜひそういう場になるようなところを、これは町がすることではなくていわゆる民間の方で、そういうことで、民間が、例えば喫茶店みたいなところでもいいですよ、そこで高齢者が来たときに温かく迎えてくださると、喫茶店のそのままの定価だったら高齢者はお金払えないかもしれませんから、そういうところによりどころ、お茶飲みどころとしていくつかのポイントをつくると。それには何がしかの対価を払うと。そのやっただきるところにね。そういうふうなものも非常にいいのではないかなという気がします。

一番、そういうことの根本的な考え方で、この元気アップ事業を始めたときに、介護保険

が始まり、その介護保険に漏れる人たちをどうするかということが話題になったときに、川南町の中で議論っていうか、話し合いがあって、その漏れた人をどうするかと。いわゆる介護保険は受け入れているいろんな事業所の中にその人たちも一緒に送り込んで、面倒見てもらうか、という話があったときに、川南町は、いや、保険が入った人は、その事業所は保険だけの人を受け入れようと。で、保険に漏れた人はじゃあ元気アップでしようというふうに、そこで選択をされたというふうに聞いております。

隣の高鍋町は、デイサービスの中に予防事業として漏れた人を、今、元気アップ何かに来ている人ですよ、介護の非該当になった人を受け入れているんです、同じ保険の人と一緒に。じゃあその費用はどこから来るか。聞きましたら、1人当たり1回3,000円、町から出しているということです。

これは、その町その町のやり方ですから、全てその高鍋町のやり方どおりにしたほうがいいということはないと思いますし、もしかしたらその今のやり方の中で何か問題が出てくるかもしれませんので、ただ、例とすれば1カ所にまとめてやるということは非常にお年寄り、特に川南町みたいに面積の広い場所では、お年寄りにとっては非常に負担が多いことですから、自分が生活する、生活圏内でそういうところがあるっていうことが、私は一番大事なことではないかと思うんですね。

そういう意味では、そのふれあい事業っていうのは今、各公民館ごとにやられてますけれども、これも残念ながら月1回です。月1回ではちょっと、「きょういくところ」っていうのは、月に1回の「きょういくところ」はちょっと介護予防としては足りないのかなと思いますので、それをもう少し制度を強化して、せめて週1回はそういう、行くところができると、「きょういくところ」があると。それを運営していただく方はそれなりの対価ですよ。それがボランティア意識が半分、でも実際のかかる経費とすればいくらということで算定をさせていただいて、そういうところをつくるのが大事じゃないかなと思うんですけれども。こういう私の考えを申し上げましたけれども、その点についてはどうですか。

**○町長（日高 昭彦君）** すばらしいアドバイスをありがとうございました。冒頭に申しましたとおり、やはりこう米山議員にもその先頭になってそういう事業、そういう考えをこれから我々にも御指導いただければと思っております。「きょう行くところときょう行く用事がある」、これから敬老会を控え、いろいろ機会がありますので、ぜひとも私も使わせていただきたいと思っております。

**○議員（米山 知子君）** もう1つ、最後に、商業との連携ということで、私、宅配のヤクルトの配達さんとお話をする機会があって、お話をすると、ヤクルトっていうのは御存じのように、週1回1週間分7本、ヤクルトを各個別に配達してくれるんですね。そしたらそのときに、全国規模で見ても、県内で見ても、異常の発見っていう、いわゆる見守りの要素っていうのが結構あるらしいんです。いつもヤクルトを持ってくるときには、出てきて、ありがとうって言うてくださる方が、きょうは出ていないと。どうしたんだろうと裏に回ってた

ら倒れてたとかですね、そういうものもあって、こういう民間業者による見守りとか、安否確認とか、そういうのも1つの商業との連携につながるのではないかと思うんですね。だから、さっきふれあい訪問給食サービスのところで言いましたけれども、これが始まった当時はおそらく宅配のお弁当をする業者っていうのは少なかったと思います。

ところが、やっぱり今は、業者もそれなりに経営を考えますので、お弁当業者が持って行きますよということで、宅配をするところもあると思いますので、そういう食事の宅配をするところ、あるいは牛乳の宅配、例えば牛乳っていうのは高齢者にとっては非常に摂取してほしい食べ物なんですね。嫌ってなかなか飲まないっていうのもありますけれども、本当に骨粗鬆症って、私薬を飲んじよるとよっていうおばあちゃん、たくさんいらっしゃいます。だから、その人たちは薬よりも牛乳をコップ1杯飲みましょうよと、いうことを言うためにも牛乳のこの宅配、そうすると、いわゆる牛乳業者もそれで牛乳の生産者も潤うわけですよ。1日に1回、その牛乳を届けることで、高齢者との間のコミュニケーションも取れるということで安否確認にもなると。さっきお話した、ヤクルトであるとか。

そういうふうには、業者、民間業者をうまく使って民間業者も自分の仕事として生業がたつような制度、ただボランティアだけじゃなくって、生業がたつようなことを工夫すると、全部行政が背負うということじゃなくって、それのお手伝いをするような形になるといいのではないかと思うんですけれども。

最後に、そういう考え方について町長のお考えをお聞きします。

**○町長（日高 昭彦君）** まさしくそのとおりでございまして、今、我々が考えている、そのプランの主なる部分が今、議員の御指摘になったとおりであります。

町といたしましては、当然民間の方にお力添えいただきながら、町民上げてやっていくべきだと思っております。

今、聞くところによりますと、例えば宮日さんも来られてますけど、新聞配達の方がそういう安否確認をする、宅配業者に委託する、いろんな形が今、全国で出てきております。川南町として何ができるか、本当に身近な問題であります。我が家にもやっぱそういう介護という意味で家族もおりますので、本当に、これからは長い将来ではなく、遠い将来ではなく、すぐできることはあるはずで、あると思っておりますので、これから取り組んでいきたいと思っております。

**○議員（米山 知子君）** 濟いませぬ、もう1つ忘れてましたので、もう1つ。

以前、私、高齢者の食事について、非常に食事っていうのは介護に至らないようにするためには大事なことだということ、申し上げたときに、学校給食の応用ということで、一度お話したことがありますよね。それに対して、町長は、非常にいいアイデアですと。そういうことも含めて検討しますということだったんですが、これこそですよ、先ほど、学校の校長先生なんかもたくさん傍聴に来てらっしゃいましたけれども、例えば週1回、近くの高齢者を子供と同じ給食を食べていただくと、そういう機会をつくると。それで、「きょういく」と



ころがあるということにつながるわけですよ。ですから、非常にいいアイデアですで終わらないで、実際、今、給食調理場のつくる食数っていうのは昔に比べたら随分減ってきてますので、余力があると思うんですね。ですから、高齢者向けの、高齢者用の食数をつくることは、そんなに難しいことではない。あとはそれをどう運営するかですけど、内容的にも、私は小学生、中学生と同じメニューで全然問題はないと思うんですね。ですから、具体的にやっぱり、こういうことで地域の中にどんどん高齢者の「きょういく」ところをつくるということを1つに限定しないで、幾つもつくって示すことが、介護予防ということにつながるんじゃないかと思うんですけども。

前に言ったときは、いいアイデアですねって言っていたんですけども。きょうはどうですか。

○町長（日高 昭彦君） 前回と変わらず、すばらしいアイデアだと思っております。

学校として、現在取り組んでいただいているのは、給食ではございませんが、地域の、もともとの技術、何て言うんですか、生活の知恵、そういうことを今、子供たちと一緒に取り組んでいただいております。その中に給食を入れるというのは、また次のよさ、別なよさ、十分可能性としてはあると考えます。

○議員（米山 知子君） たくさんいろいろ、こう日頃、私、頭の中にイメージしてることをきょうお話したので、あんまりまとまりがなかったかと思いますが、ぜひ、高齢者の立場に立って、その人たちが本当に、高齢者の立場に立ってというよりも、自分があと20年後です、私なんかも20年たったら80ですから当然もう高齢者で、もしかしたらシルバーカー押してどっかに行きたいなと思ってるかもしれないんですね。そうなったときのために、やはり、それを頭において、自分だったらどうしたいと。自分のお母さんだったらこういうところがあつたほうがいいよね、じいちゃんはどういうところがあつたほうがいいよねと、そういうことを頭において、事業っていうのは、具体的なものは計画していただきたいと思いません。

要望が多くなりましたが、これで終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて、質問いたします。

第1点は、介護保険についてです。お年寄りの介護を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度が2000年4月にスタートして、丸13年になります。要介護認定を受けた人の数は、増え続けています。

川南町の介護保険料はスタート時点では月額3,016円でしたが、現在は月額4,300円に値上がりしています。町民の声として、介護保険料が高い、少ない年金から差し引かれてくるので、生活が大変苦しいと訴えています。

社会保障審議会、厚生労働省の諮問機関の介護保険部会は、8月28日社会保障制度改革国民会議の最終報告書を受けて、介護保険制度の大改訂を具体化する議論を開始しました。安

倍政権は、介護保険部会での取りまとめを経て、来年の通常国会に法案を提出し、2015年4月から制度改訳を実施する計画です。川南町では、介護保険事業計画を立てて事業を進めていますが、計画に対して現状はどうなっていますか。介護保険料は3年ごとに見直しを行うことになっています。介護保険料の区分についてですが、現在、6段階になっています。9段階から12段階などへ細分化することはできませんか。

宮崎市では12段階に細分化することで、保険料を引き下げています。細分化について、検討することを求めます。

第2点は、鶏糞発電事業関連の悪臭根絶についてです。本町登り口地区に鶏糞の焼却発電を行う宮崎バイオマスリサイクル社MBRが操業を開始して9年が経過します。従来、その地で行われていた鶏糞の中間処理や農地散布など、最終処分はなくなり、全てMBRの発電原料に変わることになりました。周辺住民には鶏糞による悪臭は消えると期待されました。しかし、悪臭は今なお消えず、地域住民の苦悩が続いています。

3点についてお聞きします。第1に、立地計画から10年、操業から9年を経過して、悪臭が絶えない原因と、解決できない理由は何か、です。悪臭の原因が既存の発酵施設の鶏糞の滞留によることは、既に町も認めています。では、なぜ鶏糞がMBRではなく、既存の発酵施設に滞留するのかです。

第2に、MBR事業所近辺に立地予定の、宮崎森林発電所の事業に連動して悪臭問題を解決するとしています。本来、MBR関連の鶏糞取り扱いによる悪臭対策を、他の事業に委ねるのも異例です。それは操業以来悪臭対策を放置したことになります。発酵施設の利用は、特殊な事情による一時保管であり、他の事業に委ねる理由などないはずですが。それとも、MBR目的の鶏糞のほかに発酵施設利用の鶏糞があるのか、また鶏糞以外の悪臭を放つ物件があるのか、お聞きします。

第3に、悪臭問題に対し、MBRと地域住民との協定書ではどう規定しているのか。協定の履行について、町はどう責任を果たしているのかです。

平成15年12月、川南町長立会いのもとに地元地域の環境保全に関する確約書が結ばれています。発酵及び炭化処理をしていた鶏糞を全て焼却、発電事業を行うMBRに関する事項と合わせ、既存施設に関する事項を定めています。この確約書が守られる限り、今日の悪臭は起きないはずですが。発酵施設の規定を説明してください。

第3点は、住宅リフォーム事業についてです。住宅リフォーム事業は、少ない補助金で大きな波及効果を誘発することが証明されております。利用者、施工業者、販売店など、ともに喜ばれています。川南町でも住宅リフォーム事業を行ってきました。県内外の住宅リフォーム事業の展開は、どうなっていますか。川南町で行った事業効果についてどう認識していますか。住宅リフォーム制度実施について、どのように考えているのか、お尋ねします。

第4点は、TPPについてです。安倍内閣は、環太平洋連携協定TPP交渉に正式に参加しました。交渉は全て関税の撤廃とともに、国民の食や健康、安全に関わる規定も規制も貿

易の障害と認定すれば撤廃、緩和の対象にするなど、参加国の主権を侵すものです。参院選で自民党が主張し、衆参の農水委員会も決議した重要品目の例外扱いは、補償が全くないことも明らかになりました。しかも2月の日米首脳会談でアメリカに約束した2国間交渉は、同時並行で行われることは重大です。

政府は、T P P交渉では、食品の安全基準は対象になっていないなどと、国民の目をそらそうとしていますが、アメリカは、多くの項目で非関税障壁の撤廃を求めています。T P P交渉への参加も、日米並行協議も、アメリカと多国籍企業の代弁者である日本の財界が最優先です。国民には正に百害あって一利なしです。交渉からの早期離脱と、日米並行協議の中止こそ、国民の暮らしと栄養にとって最良の道です。

参院選後に開かれた北海道や各地の集会では、安倍政権への怒りとT P P反対の強い決意が示されています。農業の町の町長として、農業、食の安全を守る立場についての見解をお聞きします。

また、川南町にはどんな影響があると見ていますか、伺います。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

たくさん質問いただきましたので、順に答弁させていただきたいと思えます。

まず、介護保険についての御質問でございますが、保険料が高いのではないかと。払っていただく側からすると、当然安い方がいいというのは誰しもわかることでございます。これに関しては、こちらから給付費がある以上、それに見合う金額をいただくというのが原則でございます。現在、川南町においては、保険料の基準額4,300円となっております。ただし、これは県の平均からすると、800円安い金額でありまして、県の中では安い方から6番目、つまり川南町としては、非常にこう良好な状態で、まあ言えば頑張っているというところだと思っております。

じゃあ、この保険料についてでございますが、議員のおっしゃられたとおり、策定委員会というのがございます。当時、内藤議員も策定委員として今、進めております介護保険事業計画、これは24年から26年の分でございます。その、決めていただくことに参加いただいております。今後は、次の27年から30年ですかね、29年ですね、それについてはこれからまた取り組んでいくことになります。

要するに、給付費がいくらになるのか。そして、それを人数が、高齢者の方の人数が何人になるのか、そういった状況を踏まえながら、時間をかけて検討をさせていただきたいと思っております。町としても、最大限の努力をさせていただきたいと思っております。

2点目に、介護保険事業、現状はどうなっているか。

24年から26年を計画したとき、1年前、23年でございますが、そのときから予想して、実は数字的にはほとんど増加しております。それは、単に高齢者の方が増えたというだけでなく、町としましては社会福祉協議会と一体となった取り組みをしておりますので、いろんな意味で、これは、そういう組織が充実してきた、今までわからなかった方々に対してもいろ

んな意味で拾い上げられたという、私としてはいい方向の部分もあると捉えております。

最後に、保険、介護保険料の区分についてでございますが、現在は、6段階の7区分になっております。これは、国の基準に沿った区分をやっております。

県内において、旧市町村において、もう少し細分化されているところがございます。それは、低所得者の負担をなるべく軽減する、ということは、逆に所得の高い人からそれだけの料金をいただくということになります。

川南町も試算はしております。まあ例えば、木城町も区分を細かく分けております。それに当てはめて計算した場合、川南町においては、高額所得者の方が非常に限られておりましたので、結果としては数字が変わらないということでありますので、現状は国の基準どおりの区分になっております。

これも含めて、27年度から第5期ですか、その計画について、またそこは見直す必要があれば、そうしていくべきだと考えております。

2番目の、悪臭に関する問題でございます。

やはり町民が生活する上で悪臭ある、においのないそういう生活を望むのは当然でございます。企業といたしましても、現在、やはり地域貢献、社会貢献っていうのは非常に大きな問題となっております。あらゆる面で努力をしていただくと考えておりますし、町としまして、指導をしてるところでございます。

ただ、現状としてそれが解決できてない、まだいろんな問題が起きてるといっても承知しております。これも当然、町としての立場がございますので、解決に向かってどうしたらいいのかというのは、その都度定期的な巡回も踏まえながら、そういう職員の研修も行かせております。そういうところで取り組んでいってるところでございます。

あと、木質バイオマスの事業についてでございますが、これについては、林業のそういう事業名としましては、森林整備加速化林業再生事業ということで、国の基準に乗っ取って採択されたというところがございます。これは、林業整備の加速化、そして間伐層の森林資源の活用として、林業、木材、いろんな関係者を含めた、そういう地域の産業の活性化、そういうものを目的とした事業でございます。当然それに沿って事業が展開されると思っておりますので、その点は、これからも町としても、そういう立場で臨んでいきたいと思っております。

あと、住宅リフォームの件でございますが、これは、本町におきましては、22年から3カ年取り組ませていただきました。これは、口蹄疫被害の復興対策の1つとして取り組んでおります。県内におきましては、26市町村のうちの半分少し、14市町村で実施いたしました。郡内においては、都農町と川南町ということでございます。

全国的に見ますと、1,700余りの市町村のうちの28%、491の市町村で取り組んでおります。

この事業効果がどうであったかということでございます。24年度に関して言いますと、件数で151件、補助金の総額としては1,942万円ということでございますが、大事なことは、総

事業費が1億6,500万ほどあります。要するに、それだけの関連事業者、特に町内に限定いたしましたので、そういう波及効果は非常に高いものがあると考えております。

今後につきまして、その事業展開ということでございますが、補助事業としての年度は終わりましたけど、新しい経済の循環というか、お金の流れが町内にできました、町内の45の業者について、また関連業者も含めると、もっと多くの方々に取り組んでいただきましたので、非常に大きな経済効果があったと思っております。

また、もう1点は、町内業者を指定いたしましたので、言い方は悪いかもしれませんが、いろんなところの悪徳リフォーム業者、そういう方々に対する排除ということにもつながっていったと。つまり、直接的には商工業者でございましたが、町内のほかの産業への波及効果というのは非常に高かったと考えております。

最後に、T P Pの質問でございます。本町においては、どうしても農業ということを中心に考えているところでございますが、本来T P Pっていうのは、24の作業部会がございます。その中で、物品市場アクセス、つまり工業製品だとか衣料品、農業品、そういうものはその中の一部でございます。

今、言われているのは、ほかに知的財産権であるとか、あとは国有企業を優先する、そういうのを何とかならないかとか、そういう非常に難しい問題も抱えているとは聞いておりますが、まだ本町における農業のうち、産業構造上、やはり農業について論じられる点が非常に多くなっております。国の試算も出ております。県の試算も出ております。そういう、県の試算に基づきまして、本町にどんな影響があるかを試算しますと、特に畜産において非常に大きな影響があるという数字が出ております。牛乳においては約90%。豚肉においては70%。牛肉においては68%減少すると。その数字だけではなく、口蹄疫でも本町は経験しましたが、やはり畜産に関連する産業、そういった方々、そういう分野に大きな影響が出てくるといのは、もう目に見えてるところでございますので、我々としましても、いかにどう手を打つか、どうしたらいいのか、そして、住民の声をどうやって伝えていくのか、これから機会があるたびに県に対しましても、当然国に対しましても、声を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹本 修君） マイク、近づけてください。

○議員（内藤 逸子君） 第1点の、介護保険について伺います。

介護保険制度が始まって13年がたち、保険料、利用料が値上がりしてきました。

現在の介護保険は保険あって介護なしと言われております。介護保険が導入されようとしていた当時は、介護地獄になるような家族介護の負担をなくし、社会保険制度の導入によりサービスの選択ができるようになるというものでした。しかし現状は、介護保険料は年金天引きで、有無を言わず、また負担能力がないからと非課税になっている世帯からも徴収しています。

利用することになっても、保険料に加えて重くのしかかる1割の利用料、保険だけでは賄えず、全額自費で利用しなくてはならないサービス、さらに、利用を望んでも利用できない特養ホームなど、さまざまな問題があるのが現状です。

介護は、歴史的にも女性が大半を担ってきた実態があり、多くの女性にとって、大変切実な問題です。

私の知り合いの方は、両親を自宅で介護していました。歳を取ったら環境を変えずに、生活を維持させることがよいと考えていましたので、これとって病気もなく、平凡に暮らしていました。見ている私たちも理想的な老後を送っている、うらやましいぐらいでした。先日、お母さんが急に不安感がまして落ち着きがなくなり、眠らない、食欲がなくなり、弱ってきたそうです。

こうなったとき、安心して利用できる制度があることが必要です。

介護保険計画における基本理念は、全ての高齢者が住み慣れた家、地域で安心して生きがいを持って暮らせる町、川南です。この基本理念が生かされていますか。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 介護保険に関しましては、先ほどの米山議員のときにも重なる答弁になるかと思いますが、やはり今、川南町として高齢化社会とどう向き合うかということの1つでありますし、保険料が高い、受けたいけどサービスが受けられないという問題がある、全ての問題が解決してるとは思っておりませんが、残念ながら、応分の負担をもらえない限り、保険制度自体が成り立っていきませんので、当然、見直しを含めた検討はしていきますが、現状においては町といたしまして、最善の努力をしております。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

○議員（内藤 逸子君） 2012年4月から、川南町の介護保険料は、基準額で月額4,300円、年5万1,600円となっています。第1段階と第2段階の保険料でさえ2万5,800円、生活困窮者の規定で、減免減額の適用を受けても2万5,800円という高い保険料です。介護保険は3年ごとに見直すことになっています。

次の見直しするとき、介護保険料の区分について細分化の見直しを検討してもらいたいと思います。さっきの答弁で、十分検討をして進めていると言われましたが、十分にしてもらいたいと思います。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございます。

先ほども答弁させていただきましたけど、やはり、安い方がいいというのは我々としても十分承知はしておるところでございます。川南町も県内において本当に低い方で頑張ってくれてると考えてる次第でございます。策定委員の中に、また議員の皆様方にも入っていただ

くかと思っておりますので、27年度からについて新しく必要性をまた訴えていただければと思っております。

ただし、これは、払うほうのお金があって必要な額がいくらになるという算定であります。人数もございますので、そこは今、この場で名言ということはできないかと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 介護保険について、今回は保険料について質問しました。介護の問題はさまざまです。利用者と家族、従事者のところで、介護の現場で、何が起きているのか、どのような変化が起きているのか、日常の担当課業務は多忙でしょうが、相談、苦情待ちの姿勢ではなく、利用者の立場に立った介護行政を期待して、次に移ります。

第2点の、悪臭問題についてです。悪臭の原因が、鶏糞発電所ではなく、MBR操業以前の発酵施設であるのは、6月議会でも指摘しました。町は、担当課の調査により、全ての発酵槽に半分の高さに入っている、つまり発酵処理が常態化していると報告しました。町長は、地域との確約書の履行により、解決すると期待した、残念ながら見解の相違との理由で、解決に至っていないと答弁されました。

町の担当者も、悪臭の原因を特定し、確約書に反する行為としているのに、どうして指導を貫徹しないのか。事業者への屈従ではありませんか。さっきの登壇での質問で、発酵施設の規定の説明答弁がありません。答弁をお願いします。

○町長（日高 昭彦君） 悪臭の原因は何か、ということの質問がございました。現実的に、MBRの関連企業であるというのは当然のことでございます。

悪臭について、やはり望ましい姿であるかと、やっぱりないことを我々も理想とします。ただし、ゼロにすることの難しさも当然、実感として感じてるところでございます。

町といたしまして、今まで行ってたとおり、費用に対しても企業責任ということに対しては、これからも要求していきたいと思っております。発酵についてののにおい、発酵処理ということが行われている、結果としてその地域のおい、その施設のおい、どうするかというのは、これからもずっと続く問題だと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 発酵施設の規定の説明が抜けていると思うんですが、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 申し訳ありませんでした。その規定について、細かいことにつきましては、担当課長に補足説明させます。

○環境対策課長（三角 博志君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

MBR建設当時の地元地域の環境保全に関する確約書では、既存施設で発酵及び炭化肥料化されている鶏糞を、全てMBRで焼却するという規定になっていまして、このことで、既存、地域の方々も悪臭がなくなるのではないかという期待を持たれてたということでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 宮崎環境保全組合、宮環との見解の相違とは何でしょうか。宮環は、平成5年、山下商事代表によって設立され、県北部のホワイトファーム系のブロイラー鶏糞の炭化処理と発酵処理を目的に設置されました。平成15年、MBRの誘致によって、ホワイトファーム系の鶏糞は全てMBRの発電原料に移行しました。MBRの定期検査、予想外のトラブルの場合に限って宮環施設を利用しますが、シートで覆うなど、万全の悪臭対策を取るとしています。

地域住民との立派な約束ですが、何が見解の相違と言われるのか。町はなぜ引き下がるのか、理由を述べてください。

○環境対策課長（三角 博志君） 今の内藤議員の御質問にお答えいたします。

内藤議員御指摘のように、企業側の説明が独自の考え方と言いますか、既存施設の考え方が協定書の内容と異なるというような状況がありました。これに対しまして、町は既存施設には当然、発酵施設、それから、それらも含まれるということで、遺憾の意をずっと伝えてまいっております。このことに関しては、現在も同様でございまして、引き続き、企業側にも求めてまいりたいと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町長は、6月議会の答弁の中で、悪臭問題を解決する最後のチャンスが木質バイオマス事業だ、堆肥処理施設、乾燥施設、貯蔵施設を密封して解決したいと回答されています。見解の相違を口実に別の方策を進めたいのではないですか。密封した後、どうするのか。森林発電所が最後のチャンスというからには、密封した物件を木質と一緒に発電、原料として燃やすということか、明確に御答弁願います。

○農林水産課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

宮崎森林発電所の事業としましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、宮崎県独特の材料であります、木材を燃焼させて発電を行うという事業でございまして。ただ、これに合わせて、周辺環境の改善をお願いするという立場で、この事業に取り組んでいただいている次第でございまして、結果的にものを、今のものを燃やすという形ではなくって、現在の施設から助燃空気、空気の状態で引き込んで、そして燃焼施設で燃焼効率を高めていただくという構造になっておるわけでもございまして、主たるこの目的自体は、山にあります未利用資源を活用するという事業でございまして。

それに合わせて、周辺環境の改善を図っていただくということで、事業を進めている次第でございまして、ものを燃やすと、中身を燃やすとか、そういうような意味合いではございません。あくまでも助燃空気として燃焼いただくということにしておる次第でございまして。

○議員（内藤 逸子君） 森林発電所に臭気やその原因の物体を持ち込んで、木材と一緒に燃やすと理解していいのでしょうか。今の助燃空気の状態っていうことはどういうことかということ、もう一度説明してください。それ、こう具体的に、助燃空気ということがわかりませんので。



それと、平成23年に増設したヤードの設置を引用して、吸い込んで燃やすっていうことと思うんですが、大型サイロもヤードも発電原料の鶏糞のにおいを外部に出さない機能です。宮環の発酵施設を一時保管の場所ではなく、木材バイオマス事業に燃料を供給する場所に変えたい、これが町長が再三言われる悪臭問題の解決の最後のチャンスですか。それは事業者の構想ではないんですか。それに町が追従しているとしか見えません。そんな見解なら、宮環施設を緊急時の一時保管とした確約書は破棄されたも同然です。地域住民との確約書の改定が必要です。改定なしに密閉燃焼は協定違反になりませんか。お答えください。

○農林水産課長（押川 義光君） 内藤議員の質問に再度お答えいたします。

助燃空気といいますのは、物を燃やすときにはどうしても、通常であっても空気が必要でございます。その空気を横から吹き込むというような構造になろうかと考えております。あくまでも主たる目的という形ではなくって、先ほどから申しますとおり、合わせて周辺環境をよくしていただくということで立脚しておりますので、主たる目的は先ほどから申しますとおり、やはり木材の焼却による発電ということが主でございます。どうしてもその先ほどから申しますとおり、空気が物を燃やすのには必要でございます。そのかわりにこのガスを入れ込んでいただいて、燃やすということでございますので、そこに確約書の改定とか、そういうことは必要ないというふうに私たちは考えております。

○議員（内藤 逸子君） 協定違反は明らかと思います。確約書の規定が守られていれば、MBRの指導監督が徹底されれば、悪臭の問題は解決されるのです。

児湯食鳥系7万1,000トンのほか、ホワイトファーム系丸紅、山下商事系合わせて13万2,000トンの鶏糞が全て発電原料として焼却されるなら、悪臭の発生原因はなくなり、最後のチャンスなどと新規事業に求める理由はないはずです。それとも、13万2,000トン以外の鶏糞または汚泥など、宮環独自の物件があるんですか、いかがですか。

それから、地域住民との確約書以外の物件については、MBRの社会的責任として解決し、町として適切な対策を求めるのが当然ではないでしょうか。町長、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 町としての立場、町としての責任というのは、やはり住民の安全、住民の生活を守るのは当然、最大の仕事だと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町長は、地元との協定で解決すると期待したが解決に至らないと言われます。その協定書を守るために町が力を貸さなくて、町民は何を頼ればいいんでしょうか。平成15年12月、MBRの立地に当たって、町は、立地及び環境保全協定書の締結を行い、同時にMBRと地域住民との環境保全に関する確約書を町長立会いの下、締結しました。その中の既存施設に関する事項としてMBRは関連企業に対して指導、監督、改善、調整を行うとして、発酵施設の水分調整は、一切行わない。仮保管のやむなき場合の厳格な対処を約束しています。悪臭解決の最後のチャンスではなく、MBRと町民との協定のとおり、守るよう強く要求いたします。お答えください。

○町長（日高 昭彦君） 臭いに関する問題、本当にさまざまな問題を抱えているのは現実でございます。今回の木質バイオマス、また事業の中身は多少変わっております。それからMBRについて。やっぱりそれぞれにおいて町として企業の責任を求めるのは同じであります。

○議員（内藤 逸子君） 厳格に企業の責任を求めて、改善をしていただきたいと思います。  
次に移ります。住宅リフォーム事業の復活について伺います。

口蹄疫発生後の景気対策として、住宅リフォーム事業では、大きな波及効果がありました。ペンキ屋さんから助成制度を利用しませんかと声をかけてもらって、助成を受けた分で、地デジ対応のテレビを買うことができた、水洗トイレにやり替えてもらったが、ついでに床と天井も張り替えて、電気もLEDに変えたなど、波及効果は抜群です。申し込みに行ったら予算は使い切ったと言われたとの声も聞きました。町長はどのように把握していますか。

○町長（日高 昭彦君） 今回の、今回というか、昨年度で終了になりましたが、リフォーム事業についての評価、または町民の期待、非常に大きいものがあつたと理解しております。  
以上です。

○議員（内藤 逸子君） 住宅リフォーム助成制度は、町民の居住環境の改善にとっても、建設関係の業者にとっても、歓迎される事業です。それぞれの自治体で補助率や補助額は違いますが、何よりも川南町内の業者を利用することによって、地元業者が喜び、元気になります。地域が活性化し、自治体も予算の効果が表れる、まさに一挙両得といえます。波及効果のある住宅リフォーム事業を計画実施されるよう、ぜひとも前向きな御回答を、御答弁をお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 本事業につきましては、口蹄疫の被害の復興対策、支援対策として取り組みました。通常、町といたしまして最大限の努力をするのは当然であります。現状、補助事業というのはずっと続けられるものでもなく、やはりめどは立てて、今回においては3年ですが、また、では次、どうするか。また定住促進事業等もあります。やはり事業の本来の趣旨をしっかりと見据えた上で町ができることをしっかりと探していきたいと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 今後、考えていただけないのでしょうか。見据えていきたいとはどういう……

○町長（日高 昭彦君） 現状としては、もう次の段階に入ったとは思っておりますが、また新たな要望なり、それが本町において必要であるという認識が、またそういう場合においては、またこれから検討をさせていただきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 第4点に移ります。第4点は、TPPについてです。

政府は、TPP交渉に、内容に守秘義務があるとして情報開示、国民的論議がないまま進めています。世界の国々は輸入品に関税をかけて、国内産業を保護していますが、TPPはこの関税を全面的に撤廃するのを原則にしています。さらに、金融や保険、医療保険制度、

食品の安全基準など、非関税障壁だとしてその撤廃を目指しています。T P P参加で関税がゼロになれば、農産物の輸出大国であるアメリカやオーストラリアから米や乳製品が大量に入り、国内農業は大きな打撃を受けます。農林水産業が壊滅すれば、地域の関連産業に深刻な影響を与え、350万人が職を失うと言われていています。町長の見解をお聞きします。

○町長（日高 昭彦君） 川南町の産業構造からして、先ほども申しましたが、T P Pの中で特に農業分野についての影響は非常に大きなものがあります。

一番問題なのは、農業だけでなくそれに関連する方々、関連産業の方々、そして地域経済全体が非常に落ち込むことが一番心配されますので、我々できることは精一杯探していきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 輸入の米には770%の関税がかけられていますが、それが撤廃されれば60キロ1俵当たり3,000円、4,000円の安い米が入り、我が国の米生産の9割は壊滅する、また食品の安全基準でも、食品添加物や残留農薬基準を引き下げられます。基幹産業である農業の町の町長として、衆参両院の農水委の国会決議を遵守し、それが守られない場合は交渉から脱退をするよう、県選出国會議員や政府へ働きかけるよう、要望いたします。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） いろんな報道機関、メディア等で報道されてますとおり、国益が守れない場合においては脱退もあり得るといふ答弁は聞いておりますが、ただ現状、アメリカと日本だけではございませんし、世界においてグローバル化ということから我々日本だけが避けられるとも思っておりません。今、私としての考えではありますが、市場原理主義だけでこれから生きていくのではなくて、やはり、米づくりにおいては、日本においてどんな価値があるのか、どんな文化があるのか、そういう価値という教育も含めた、生活も含めた価値という側面で、我々は我々の立場をしっかりと伝えていきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 私もこの質問をするに当たって、どう、どんな影響があるのかということを知って歩きました。宮崎県での影響、県内での影響、それと川南町はどうかかなということで農林水産課にも行きましたが、川南町では平成18年度を基準にして一応計算したということをもらったんですが、ちょっと、もう25年で24年でもよかったんじゃないかなと思ったりもしました。

それと、農協にも行って、この地域でのT P Pの影響って言うものはどういうものかっていうのを伺いました。尾鈴農協では川南町と都農町が組合員でありますので、川南町だけの影響っていうのはわかりませんということでしたが、それぞれやっぱり、そこで川南町の基幹産業である農業が影響を受ければ、川南町の税金も下がることになるんだから、やっぱり真剣にT P Pの影響についても川南町でも計算したりして、啓蒙していただきたいなと思いました。要望して終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、税田榮君に発言を許します。

○議員（税田 榮君） 質問いたします。本町の道路状況、町道、農道について、通告に

よる質問をいたします。

ことしは異常と言えるほどの高温が続き、そのためか、道端の草木も大きく成長し、通行に支障をきたしている農道も見られたようでございます。人間も暑い、夏には暑さに負けるように、舗装道路も弱ったのではないかと思います。

このような天候が続くとしたら、老朽化した舗装道路は大丈夫でしょうか。約半世紀前も前につくられた町道、農道などは道幅が狭い上に、路肩が弱体化しています。一方で、車両は多くなり大型車の通行も人間の都合上でしょう、狭い道まで侵入してくるようになりました。

そこで、町長に、道路環境の保全と整備ということで、1つ、舗装の老朽化について、2つ、異常箇所を早期発見はどうしているのか、3つ目、地域の道路環境整備は今のままか、4つ目、交通安全、高齢者、学童の歩行安全は大丈夫か、5つ目、農道の舗装整備は急げぬかという要旨で質問をいたします。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいまの税田議員の御質問にお答えいたします。

本町で管理しております町道551路線、延長にしまして459キロと非常に長いものでございます。近隣の市町村に比べましても、土地柄、非常に長い距離を本町が管理しているところでございます。その中で、舗装率93%、かなりの部分で舗装のほうも進んできておるところであります。

ただし、御指摘がありましたとおり、一番の問題は何なのか、昭和30年代からそういう整備をし始めまして、一番はやはり老朽化でございます。また、車両の大型化に伴ういろんな破損も見られております。日本中どこでもこの問題を、この問題に向き合っておりますが、いかにこの道路を維持しながら、舗装の打ち替えをしながら、長寿命化を図る、図って行くか、本当に大きな問題だと捉えております。

これにおきましては、18年度から取り組んでおりますが、まず大事なことは計画的に工事を進めること、計画的な長期の捉え方をしながら当然、本町の財政に照らしながらこれからも取り組んでいく問題でございます。そのために、異常箇所を早めに発見するという事は、議員の御指摘のとおり非常に大事なことでございます。

その発見に関しては、3とおりのパトロールを実施しているところでございます。

通常時におきましては、職員がいろんなところで確認作業をする、そして住民の方々からの情報、通報の場合を含めてですが、そういうことで確認をさせていただき、早期に対応させていただいております。

2つ目は、緊急時、台風でありますとか異常気象、そういうときには町内で委託しております土木業協会の皆さんと建設課全職員で前後のパトロール、それから早期の対応をしているところでございます。

3つ目は、年1回、春に全体で町道の全線のパトロールをしております。要するに、いろんなパトロールの日誌をつけまして、町道の維持、補修の書類を作成し、それを緊急性を検

討しながら、緊急度の高いものから修理をさせていただいているところでございます。

あと、地域の道路環境の整備ということでございます。当然道路でございますが、草刈り等いろいろな作業があります。通常は、本町の臨時職員3名が道路の草刈り、それから側溝の土砂を上げたり、土砂上げの作業を行っております。

また、春と秋に関して先ほども出てきましたけど、川南町の土木業協会の皆さんの御支援をいただきながら、道路幹線道路の草刈り、そして周辺の樹木等の伐採も行っているところでございます。ただ、道路の延長、非常にたくさんの道路を持っておりますので、なかなか建設課だけで対応できてないのが現状でございます。実際のところは春と秋の道路愛護機関を中心に、住民の方々にいろいろな御協力をいただいているところでございます。本年も121の振興班からいろいろな草刈りの御支援をいただいております。

交通安全、高齢者ということでございますが、特に交通安全につきましては、交通弱者と言われます高齢者または子供たち、そういう安全性を高める必要がございます。それにつきましては、学校周辺、学校の皆様方と協力しながら危険箇所のパトロール、そういうものもやって、行っているところでございます。でき得限りの道路整備も含めて、高齢者も含めて、町として取り組んでいるところでございます。

最後に、農道の整備ということでございますが、基本的に町道の補修を優先的に行っておりますが、農道に関しましては、農道、例えば坂道でありますとか、林道も含めてですが、これは基本的に通常利用されてる皆様をお願いしてるのが現状でございます。ただし、災害等、そういう局面におきましては、別途協議をさせていただいて、その都度、対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議員（税田 榮君） 町長、的確で正確な返答をお願いして、質問いたしますけど、川南町では459キロ、551路線があるということですが、あとどのくらい舗装ができてない路線とキロ数があるか、ただいま93%と言われましたけど、数字的にはこれがわかるもんなら返答をお願いします。

○建設課長（村井 俊文君） 税田議員の御質問にお答えいたします。

未舗装の町道の路線数でございますが、1、2級について、幹線町道につきましては大体もう舗装ができてます。その他の町道で99路線34キロほどの未舗装がございます。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） どう、現在、道路の老朽化は、町長、話になりましたけど、もう一度聞きますけども、老朽化を認めていますか。

○町長（日高 昭彦君） 老朽化ですか。

○議員（税田 榮君） 老朽化。認めていますか。

○町長（日高 昭彦君） 老朽化というのは、やはり時間の経過とともにそういうことが進みますので、当然それに対応、いかに対応するか、非常に大事なことだと捉えております。

○議員（税田 榮君） 老朽化で、今のところ補修しなければというところがわかっている箇所があればお答え願いたいと思います。

○建設課長（村井 俊文君） 税田議員の御質問にお答えします。

町道の1、2級の幹線道路で言いますと、1、2級の実延長が約71キロほどありまして、概略がありますが、このうちの約23キロほどが舗装の打ち替えが必要で、これに要する費用が約7億400万円ほどの工事が必要と思われまます。また、その他の町道の実延長が387キロございまして、こちらのほうも老朽化が進んでおりますので、舗装箇所は相当数の距離になるというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） 急ぐようですけども、済いませんね。

次の計画はどうなっているか、そしてどのくらい経費がかかるか、今、ちょっと答えがあったようでございますけど、一本の路線を全部でなくて部分部分でやっていくことになると思うんですけども、特に三叉路、四差路の曲がり角が傷んでいるところが道幅の狭い道ほど多いんですよ。それで、早く川南中を回って補修をしてほしいのです。以前は、農道としても舗装工事が行われたという過去があるんですけど、町道より農道は狭い上に舗装がきつと、ざっと行われたんじゃないかと私は感じてるんですけど、町道より農道が狭い、その上に今、農業機械が大変大型化したしまして、道の端々や曲がり角を痛めるわけなんです。

そこで、農道として舗装をしていたところも補修をしてほしいのですが、町道優先ということになりましたけど、農道は町道より後にしかやらないということは、はっきりしてますか、町長。

○建設課長（村井 俊文君） 税田議員の御質問にお答えします。

町道の舗装につきましては、一応町道認定した路線ということで整備をし、その整備課のほうにもそういう考えで舗装をするようにということで、町道でなければ舗装は今のところしておりません。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） それでは、2番目の、異常、故障の箇所の早期発見はどうしているのかということについて伺いますけど、住民から意見や電話、いろいろな要請、要望、出てくると思いますが、それは全部受け入れるということで、町のほうは進んでいるのでしょうか。

○建設課長（村井 俊文君） 税田議員の御質問にお答えします。

パトロール等で発見した道路の不具合箇所や町民の皆様方の道路の破損に関する情報につきましては、管理係において町道補修処理簿及び要望等で受付し、課内回覧をしまして処理の方法、緊急性を検討し、補修のほうを実施してるところでございます。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） パトロールをやるということですけど、パトロールは幹線だけを

通るのを私もよく見かけることがあるんですけど、狭くて車や人通りの少ない所、そういうところはやつぱり行ってるんでしょね、どうでしょうか。

○建設課長（村井 俊文君） 税田議員の御質問にお答えします。

少ない職員で約459キロの町道を管理をしております。どうしても通行量の多い幹線パトロールが主体となってきます。しかし、異常気象また台風後、または年1回は車や人通りの少ない道路もパトロールを行っているところがございます。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） それでは、3番目の地域の道路環境整備には今のままかということですけど、町道か農道かわからぬような道がたくさんあるわけですけど、その、草が茂ってるところが町内至るところで見ます。その対策はどうすればいいかということなんですが、道路愛護週間というのがあるわけです。その期間だけの整備でいいとお思いでしょうか、町長、お答え願います。

○町長（日高 昭彦君） 草刈り作業が中心となりと思いますが、当然、草を刈った方ならわかると思いますが、春と秋に刈ればいいかと、そういうことではないかとおもっております。我々としてもできる限りやっておりますが、やはり地域の住民の方々の御協力が非常に必要だと考えておりますし、また、こちらからもそういうお願いをしてるところであります。

以上です。

○議員（税田 榮君） 町道、農道において、道に接した土地を持つて人たちが大体自ら草刈りをしておられるのが現状でございますが、それも、高齢化によってだんだんと難しくなる。ボランティアに頼らず、業者に委託の回数を増やして、今までの倍ぐらいの清掃作業はできないか、草が伸びていると、空き缶を捨てるのは草が伸びちよつととところが捨てやすいんですね。きれいにすればなかなか捨てにくいと。夜になったらそのことはわかりませんが、町道は、町が対応してるとは思いますけど、今は狭いと感じる道が非常に多いわけなんですよ。特に、古い集落においては電柱が車やトラクターなどの離合と言いますか、通行に大変問題だと、注意をしていかと電柱にぶつかるとか、車同士が接触するっちゃうようなことがおくるわけですけど、電気がないと、今の生活はとても成り立たないので、電気をなくすことは言いませんけど。町長、そこで、大変難しい問題で時間がかかっていると、九電さまを相手に、1つ電柱の問題についてやってみるような覚悟が、おありかどうかをお聞きしたいと、思います。

○町長（日高 昭彦君） 覚悟があるかないかという答弁に関しましては、明確に覚悟はあります。現実的にどうするか、それは、これから本題に入りますけど、今言われたように、非常に行政だけでできない部分があるのは事実ではありますけど、言い訳にする気もございませんので、それを含めた地域づくり、地方自治、そういった取り組みは非常に今後の川南町にとっての大きな課題だと感じております。ぜひお力を貸していただきたいと思っております。

○議員（税田 榮君） それでは、4番目でございます。交通安全、高齢者、学童の歩行安全は大丈夫かということですが、登下校の児童、高齢者の散歩、移動ですね、これはさっき言われました、米山議員の意見の中にもあったわけですけど、いろんな外に出なくちゃいけないというようなことなんですけど、その際、歩道のある道は大きな道路か学校の周辺に限られていると思うわけなんですけど、そのほかの道で、なら安全に歩行するには、学童、高齢者はどうすればいいかということなんですけど、町長、私はわからんとですけど、町長はどう考えられますか。

○町長（日高 昭彦君） 安全についてでございますが、災害のときも出てきましたけど、自分の命は自分で守るとというのが基本でありまして、ただそのために町としてできること、町としていろんな情報等伝えることは怠ってはいけないと思っております。

以上です。

○議員（税田 榮君） そこで、私、要望と言いますか、私の考えた案ですけど、1つはカーブミラーがいたるところにあるわけですけど、それが草か木の枝があったりしてよく見えない、角度がですね、大型車がひょっと当たったかもしれない、そのままなんですよね。ああいうところのカーブミラーがよく見えるようにするという、1つはその道に限定して、区間だけでも制限速度というものを決めて守らせると。もう1つ、運転者に注意を促すように立て看板を至るところに立てて、犬が飛び出す、子供が飛び出すじゃなくて、ここは通学路ですよ、お年寄りの散策路ですよというような看板も必要じゃないかと。

それから、私が言いたいのは一番最後なんですけど、道の端々の草なんです。これを立派に切ると。側溝もわからんような状態が多いんですけど、こういうところ、ピシャッとすれば道はかなり広くなって、端のほうは歩けるようになる。そのように思いますが、町長、私の案はどうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 地域住民の安全を守る、これが我々行政に課せられた最大の課題でありますし、今言われたいろんなことを含めて。交通安全協会、警察、いろんなところで危険箇所等もやっております。ただし、先ほども言いましたけど、行政だけでやることについての非常に限界は感じておりますので、ぜひそこら辺の含めたいろんなアイデア、地域づくり、地域活動、トータルでまた御指導いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議員（税田 榮君） 最後の農道の舗装整備は急げぬかということなんですけど、実は私、これが一番聞きたかったんですけど、内容いろいろ調べましたところ、現在は、町道に編入しないとなかなか難しい、そういうふうな予算も国からの予算が前はあったけど今はないような話を聞きましたので、1つ聞きますけど、町内に舗装がしてない農道がどのくらいあるか、それらの舗装の予定はあるか、ということをお聞きしたいと思いますけど。

○農村整備課長（新倉 好雄君） ただいまの税田議員の御質問にお答えいたします。

まず、農道についての定義なんですけど、町内におきまして、道路と一般的に言われるも



のについては、国道、県道、町道、そして農道、あとそれ以外の法定外公共物、いわゆる郷道でございますけども、大きく分けて、あと林道もでございますけども、大きく分けてこのように分かれております。

御質問にありました農道につきましては、過去に町において土地改良事業によって造成された道路ということで管理をしております。ただ、実際の直接の管理、ただいま御質問にありました草刈り、ある程度簡易な道路補修などにつきましては、隣接する耕作者の皆様をお願いしているところでございます。町道のように詳細な管理データはございませんけども、こういった土地改良事業で造成された延長につきましては、約200キロ程度あるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） 町道に農道を編入して順番を待つといたしますか、そのような方法しかないんじゃないかと思うんですけど、町道に農道を編入する条件というか方法、そういうことが明確に川南の中であれば、それを知りたいんですけど、ここで時間がかかるようであれば、後で書類といたしますか、読み物にして届けてほしいと思います。

町長、そういうことで、町道を編入するにはどうしたらいいかということをお聞きします。

○町長（日高 昭彦君） 町道に格上げする、認定するためには認定基準がございます。これは、公益性が一番大事でありますので、そこを通行する人の数、またそこに隣接する住居、いろんな施設、条件がございます。詳しいことを説明すると、御指摘のとおり時間が足りませんので、担当課のほうでまた資料のほうは準備させていただきます。

以上です。

○議員（税田 榮君） いろいろ聞きましたけど、今後、川南町に住む人、川南町に用事があって来られた人、現に生活している人たちがきれいなまちだなど、気持ちがいい町だなど感じるような町になることを願い、そのような努力をしてほしいと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 質問通告書にしたがって伺いますので、よろしくお願ひいたします。

す。

まずは、町職員の勤務成績の評定について伺います。

ちょうど2年前になりますが、私は平成23年9月定例会の一般質問におきまして、同じ質問をしております。地方公務員法に任命権者は定期的に勤務成績の評定を行い、結果に応じた措置を講じなければならないと規定していることは皆様十分御存じのとおりであります。

では、当町ではどのような評定をされているのかとの私の質問に対して、町長はどこの自治体でもやってるような評価をしていると、いわば主体性のない抽象的な答弁をされました。と同時に、今後は川南町独自の評価システムに取り組みたいとも答弁されております。あれから2年が経過しましたが、取り組まれたであろう独自の評価システムの評定の基準、手法、そして独自性はどのようなものか伺います。

次に、町有公園の維持管理について伺います。川南町例規集を開きますと、町の公園に関する条例だけでも川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例、川南町都市公園条例、川南町東地区運動公園条例、川南町農村公園条例、それに川南町公園条例と5つが規定されています。当然ながら、公園の種類により所管課もそれぞれだと理解されますが、肝心な公園の現物管理についてはどのような定義になっているのかをお伺いいたします。

最後に、町有地の払い下げについて伺います。この町有地の取り扱いについては、私が平成23年12月定例会の一般質問において、条例では財産の交換、譲渡、譲与、貸付などの規定があるが、地方財政法も鑑み、今後、財産をどのように取り扱うのかと質問いたしました。これに対して町長は、町有地を一筆ごとに管理することに合わせ、財務諸表を作成し、資産価値を分析する。基本的には売却できるものはそうすると、答弁されています。

また、第5次川南町行政改革大綱の推進項目で、財政健全化が掲げられています。この中で、町有地払い下げが取り上げられ、その内容は不用町有地、町有林の払い下げ、法定外公共物等の処分等について見当を行い、財源の確保に努めるといった内容の推進計画であります。このことは、実施時期として平成24年度、25年度、さらに26年度と、いずれも一部導入（実施）となっています。これらをもとに払い下げの進捗状況はいかがなものか伺います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の質問にお答えいたします。

まず、人事評価制度のことですが、川上議員もおっしゃられたとおり、ちょうど2年前、この場で御質問いただきまして、さっそく翌年度から取り組みをさせていただきました。まずやったことは、課長以外の一般職員にアンケートをいたしました。人材育成についてのアンケートでございます。それを受けましてプロジェクトチームの募集を行います。20代30代40代、バランスよく8名の方々募集していただきましたので、その方々若手を中心にプロジェクト会議を8回行い、そして昨年度末に本町の政策会議に提案。そして、今年度から取り組んでいるところでございます。

独自性といたしましては、若手職員みずから手を挙げてやっていただいていると。そして、

これからの将来を担うべく若手の職員の見地で、人事というものについて取り組んでいきたいと、そういうものかと思っております。

人事評価の最大の目的というのは、やはり人材育成であると思っております。それぞれの能力、仕事ぶりを評価して、それをフィードバックし、職員の能力開発を促進すると。それと同時に、もうひとつは組織として、人事管理をすることにおきまして、つまり職員の能力を最大限に引き出すことによって、組織能力を高め、その意欲が住民サービスにつながると、そういう組織を目指していこうと考えてるところでございます。

その手法につきまして、基本的には評価をする側、される側に分かれていますが、係長になってない若手職員については、基本的には能力評価ということをやっております。係長以上につきましては、能力評価と業績評価を総合した総合評価という形でやっております。その中で大事なことは、どちらか一方の話ではなく、双方がしっかりとした面談を行う。事実を記録し、事実に基づいた評価をしております。つまり、課、係、組織の目標をまず決め、そして自分の目標を決め、それについての面談でございます。

ことしから始めましたので、これからいろんな点も取り入れながら、最終的に町職員が住民のためにどれだけやれるか、最大限の努力発揮するためどんな形をつくれればいいのか、これから多少の試行錯誤は続くかと思っております。

今回、10月21日に県内の人事評価研修というのがございますが、会場を川南にさせていただきましたので、課長クラス、課内の職員に出席をしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、公園に関する規定でございます。現物評価という定義はどうなっているかということでございますが、先ほど言われました5つの条例に基づきまして、現在、26の公園がございます。その中で総合政策課が管理するのが6つ、生涯学習課が管理するのが20あります。

まず、公園というのは常に良好な状態において管理し、その目的に応じて運用をしなければならないという、条例で原則がございますので、それに基づいた管理を心がけてるところでございます。

しかしながら、現状といたしまして、例えば農村公園でありますとか、現状あまり使われてないところがございます。管理についても一部業者に委託したり、地域住民と一緒にになって共同して管理していただいたり、町が主体的に管理しているもの、そういうものもございます。

いずれにいたしましても、何のために公園つくったのか、その目的を達成するために、我々としても鋭意努力をしているところでございますが、つくった当初からいたしまして、残念ながら、必要性がかなり低くなった、現状として非常に風変わりしてしまったものについては、やはり行政財産から普通財産、そういう管理の移行も考えるべきかと思っております。

3つ目の町有地払い下げの件でございますが、これも以前質問をされております。払い下

げの進捗状況を簡単に申し上げますと、昨年度は17件で3,700万程度、本年度7月末現在におきましては、4件分で45万程度になってございます。御指摘がありました公有財産管理指定というのを導入いたしましたので、昨年度から町有地から管理を初めているところでございます。今やっていると、したる目的は、このシステムの目的は、町有財産、そういうのを把握するためのものがございます。それで、副産物として、航空写真等を連動できますので、マッピングシステム、地図と現物を合わせて、どこになにがあるのか、そういう管理をしていくところでございます。ただし、航空写真は角度によって多少のずれがございますので、現地においてはもう一度計測する、正確には計測する必要がございます。

以前から問題になっております、防風林時期、それだけに関しましても、474筆ございます。ほかにも法定外の水路でありますとか公共物等がいろいろあります。全てを把握して、これは1人の職員でできる範囲ではございませんので、これから来年度に向けて取り組む組織改革、機構改革を含めて、期限を区切ってでもある程度、全面把握をした後の今後の取り扱いをこれから検討するところでございます。

以上です。

**○議員（川上 昇君）** まず、人事評価制度ですが、2年前に町長答弁されたとおりに、24年度でアンケート、それからプロジェクトチームの発足、会議、そして本年度から取り組むということのようですが、なぜ私が何度もこうやって質問するかといいますと、先ほど町長も申し上げられましたけども、いわゆる組織っていうのは人であって、人材、人材の材はもちろん財産の財だという捉え方も当然あるわけで、当然役場の行政マンですから、単独の町そのものの視点、視野じゃなくて、極端に言えばグローバルな視野を持って仕事にかかっていたいただきたいというふうに思うのが1つ。

そして、やっぱり組織の中でそれぞれ人間が持っております競争心をあおって、いい意味で煽って、競走して、さらにもともと優秀な職員さんばかりなんだとは思ってますけども、さらにレベルアップしていくということが大事かというふうに私も思ってますので、このような質問をさせていただくところです。

新しくアンケート、そしてプロジェクトチームをつくられた、たぶん、これ川南町独自の評価システムなんだと思ってます。私はまだその中身を見ておりませんので何とも言えませんけども、それまでの評価システムっていいですか、評価の基準と、新しくつくられた評価の基準、独自性のある評価の基準だと思うんですが、ここで違い当然あるんだと思うんですが、大きい違いは何でしょうか、伺います。

**○町長（日高 昭彦君）** 明確な違いを端的に申しますと、まず、以前は業務あって、それを分担してたと私としては理解しています。今やっていることは、まず自分たちの目標を決める、今年度の目標を決める、それは組織と個人とそれぞれでございます。それに対する進捗状況をお互いが面談をもって、いけば評価する側、評価される側、両方がしっかりと事実に基づいた評価をしていくと、なかなか人が人をする評価でありますから、簡単にはいかな

と思いますが、やっぱりそれが私は基本だと思っております。これから少しずつそういう仕組みを精度を上げて進化させていきたいと考えております。

○議員（川上 昇君） 総合面談ということは、当然ながら、実社会でどれぐらいの率があるかわかりませんが、恐らく評価をした後、本人にその結果を知らしめるといいますか、フィードバックですね、いわゆる本人へのフィードバック、これ非常に実は大事なことなんです。それを一緒に押さえていくということで、総合面談ということかなと理解できるんですが、当然、段階をつけると思います。評価ですから、成績のいい人、そうじゃない人、当然少なくとも3つはつくと思うんですけども、この新しくつくられた評価制度っていうのは何段階あるのか。

そして、先ほど町長が言われたように、評価されるほうはともかくとして、評価するほう、これは非常に大事な責任があるわけですが、評価するほうが、今度研修を川南町でっていうことで話がありましたけども、今後、いわゆる評価者の研修は、当然、毎年私は必要だと思うんですが、どれぐらいのピッチでどんな教育をされていくのか。そのような計画まであるのかどうか、合わせてお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 細かいところは担当課長に補足させますが、大まかなところ、まず、係長であれば当然部下を評価しますが、上からも評価される。課長であっても評価をしますが、特別職から評価をされる。両方の面を持ちながら、自分たちで考えて、業務に進んでいくと思っておりますし、私も含めたそういう研修っていうのが、これはもうある意味、終わりのないものでありますし、常に上を目指して進んでいきたいと思っております。

補足は担当課長にさせます。

○総務課長（諸橋 司君） 川上議員の御質問にお答えをいたします。

評価の基準なんですけど、まず、評価するまでのスケジュールを申し上げますと、4月に組織の目標、方針を決定する。で、4月末までに期首面談を行います。4月から翌年3月まで年度間が、業務遂行となりまして、評価者がこの間、職員の行動を観察いたします。それから2月、3月にかけて、評価、調整、確認。それから3月に期末面談となっておりますけど、まず、評価の中に能力評価シートとありますけど、まず、その本人が自己申告をする欄があります。これがABC三段階です。それから同じく、評価者が評価するABCの数で全体を5段階に分けまして、項目の評価の目安としております、オールAの場合が5段階評価の5、オールBの場合が5段階評価の3とかいうふうに評価する制度を取り入れております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 話を伺っておりますと、年に1回の評価なんですかね。川南町一般職の職員の給与に関する条例っていうのがありますが、勤勉手当は6月1日及び12月1日、以下基準日ということで、それぞれ在籍する職員に対し、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町規則の定める日に支給すると、勤勉手当の件ですね。いわゆるボーナスの関係だと思うんですが、これを見る

限り年2回なんですけど、新システムは年に1回なんですけど、いかがでしょう。

○総務課長（諸橋 司君） 評価につきましては、年一遍だけなんですけど、年間つうじて、職員の行動を評価する評価者が観察、確認をしております、その評価に伴う何か問題点とかがあれば、そのときには指摘をするようなやり方を採用しております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 人間が1年間、ずっと同じようなレベルで仕事するっていうことはあり得ないですね。まず、皆さんおわかりだと思うんですが、夏場調子がよくて、冬場調子が悪いっていう場合もあるかもしれません。で、先ほど話がありましたけれども、本人と双方で面談しながら評価を決めていくという話もありましたが、当然、ある職員と面談やって、ちょっと成績悪かったなというような場合に、君はこうだよと、あなたはこうですよという、平均よりかは例えば低い評価をするということになったときに、本人がまた、じゃあ次の半年は頑張りますというようなことだって当然あるわけです。それが狙いなんです。この人事評価っていうのは、当然面談っていうのは。先ほど私が言ったフィードバック、そうなんですけど、だからいかにして本人に火をつけるか、燃えたぎらせるか、競争心を、いい意味での競争心をあおるかというようなことがやっぱり、当然大事な目的のひとつでもあるわけです。だから、年中トップギアで走る人はなかなか少ないでしょうけども、やっぱりそのギアチェンジも本人もあるでしょうから、その辺も含めて評価していくっていうのが、一番現実に合った評価じゃないかと思うんです。

○町長（日高 昭彦君） 今、議員の御指摘のとおりだと思っております。まず、一番の主眼は何かと、さっきも申しましたけど、人材育成が一番の軸でございます。それに関して、処遇の活用は長期的なものを考えております。なぜかと申しますと、やはり短期的に取り組む、年度途中での面談も当然ありますし、常にそれは事実を確認しながら職場内のミーティングっていうのは続けていくつもりでございます。ただ、民間と違うのは、住民サービスの向上は公の仕事をする者にとって、やはり夏場だとか、冬場だとか、そういう短期的な評価ではなく、将来的には長期的な評価につなげたい、そういうものをフィードバックしたいと思います。ですから、給料とか短期的には反映させる気にはございませんが、将来的には必ずそういうものを含めた改善を図っている覚悟でございます。

○議員（川上 昇君） そりゃどこだってそうですよ。組織は。民間だって。だけどそれはわかっている話であって、そこを小刻みに、私が言ってるのは半年、半年刻みでやっていこうじゃないかと、それが一番現実に一番間近な評価じゃないかというところで、半年刻みというふうになってるんじゃないかと私は理解してるんですが、そうじゃないですかね。そうだと思うんですよね。

それから、今、町長が今力を込めて言われましたから、私もちょっと思い出したんですが、2年前の一般質問のときに、町職員の方々の中に評価のいわゆる悪い人はいないのかと、例えばボーナスが平均よりかは低くなる人はいないのかという質問をしたんですけども、その

ときに町長は、町職員は公務員だからそういう人はいないよというようなことを言われました。今でもその考えは変わりはありませんか。いかがでしょう。

○町長（日高 昭彦君） 一般的な答弁であります。給料を下げる、減額する場合においては、公務員である以上、明確な理由が必要があります。それは民間から見るとおかしい部分と感じられるかもしれませんが、そこにおいては、全国どこの市町村においても下げる場合においてはそれなりの理由を持って処分しておりますので、現状からして年度内に差がつくってということは、現状としてはありません。将来的には当然、能力でございますから、給料表、給料、給与体系、そういったものを今後は取り組む必要はあると考えております。

○議員（川上 昇君） わかりました。

もう一つ、先ほどちょっとお答えをいただいているんですが、いわゆる評価者、評価者の研修といいますか、講習をどれぐらいのピッチでやるかということ聞いておりません。それから、係長もいわゆる部下の評価をするんだと、で、係長は課長あたりがするんだというようなことだったんですが、実際に課員の評価をする、最終的にはもちろん町長ということになるでしょうけども、手続き上、実際は、例えばこの役職は課員の評価をするといったその評価者というのは課長でよろしいんですか。伺います。

○総務課長（諸橋 司君） 被評価者、評価者の関係なんですけど、課長、局長につきましては、評価者が副町長、ただし教育委員会においては評価者は教育長となります。で、評価者に評価補助者をつけます。課長局長の場合は、評価補助者、課長補佐、事務局長補佐を補助者としてつけます。課長補佐、局長補佐につきましては、評価者は課長、局長となっております。で、評価補助者を係長、係長がない部署につきましては、係員のうち、最も上位の係員をつけるようにしております。それから係長、それから児童課の主任とかにつきましては、評価者は課長、局長。それから評価補助者につきましては、課長補佐、局長補佐が当たります。で、係員につきましても、課長、局長が評価をしまして、評価補助者を係長としております。

以上です。

○議員（川上 昇君） わかりました。評価者についてはわかりました。

評価者研修についていかがでしょうか。

○総務課長（諸橋 司君） 先ほど、町長の答弁の中にもございましたとおり、今年度から人事評価については試行期間として入っております。初めての人事評価研修につきましては、ことしの10月21日の日に予定をしております。対象者につきましては、課長、局長につきましては必須、それから補佐、係長につきましては希望者としております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ちょっと気になりました今の総務課長の答弁が、初めての研修っていうふうな表現されたんですが、じゃあ今まではどうだったでしょう。伺います。

○総務課長（諸橋 司君） 従前の評価につきましては、職員の性格的なものがございま

した。で、今回の人事評価につきましては、先ほど町長の答弁の中にありましたように、職員が保有する潜在能力とか、性格的なものを保有するのではなく、労働意欲、やる気ですね、それから、それで発揮される職務行動等を評価するようにしております。

それから、目標管理シートというのを係長、補佐、課長には提出をしていただいております。これにつきましては、取り組みの項目、それから達成水準、手法と達成時期、こういうのを難易度、配分等つけてもらって、係、課の中が同じ方向に向かっていくような目標管理をしている関係で、年1回の評価という方法を取り入れさせてもらっています。

以上です。

○議員（川上 昇君） 年1回の評価っていうのが、どうも私には正直申し上げてちょっと理解できないんですが、ただ、先ほど私が申し上げた、川南町一般職の職員の給与に関する条例の第21条勤勉手当の先ほど日にち申し上げました、6月と12月の話をしたんですが、その辺との整合性があればちょっといいのかなと思うんですが、ちょっと私としては気になるところで、ちょっとどうなんだろうということを申し上げておきたいなというふうに思います。

それから、いまさら私が言うまでのこともないんでしょうけど、人事評価の役割として、人事管理が明瞭化するというのがあります。そして何より、管理能力を増大させる。ですから、これは役職のだから、いわゆる採用間もない人ばかりじゃなくて、最終的には管理職の方まで、やっぱり十分な、いわゆるその人事評価の効果がもたらせるということかなというふうに思っております。それから、自己啓発の動機づけになるというようなことかなというふうに思うところです。

いずれにしても、新しいシステムを取り入れてことしから始められたということですから、うまい具合に回っていけばいいかなというふうに、ただただ祈るばかりですが、またその辺は何かしらの機会につきまして、ちょっと見せていただきたいなというふうに思います。もちろん中身については見れるはずじゃないですが、そのシステムについて、ちょっとまたいろいろと見せていただきたいなというふうに思います。

それから2番目にまいります、町有公園の維持管理についてということで、先ほど、いわゆる公園というのが26あって、そのうち6つが総務課所管かな、そして生涯学習課が20ということなんですが、言うまでもないんですが、第5次川南町行政改革大綱ということで、この中に2つほど上がってるんですが、町運動公園、東地区運動公園、後は施設のほうなんですが、この公園に関してはこの2つ載ってるんですが、これが施設管理の効率化、そして公共施設の管理委託の見直しということで、指定管理者の話なんですが、当然それ以外の公園については、もちろん対象外でもあるし、全く想定外だということでもよろしいんですかね。伺います。

○総合政策課長（永友 尚登君） 指定管理者の件につきましては、目指すところは、やはり民でできるところは民でお願いしたいということなんですが、やはり、現状として指定管



理者に手を挙げていただけるかというのが第1段階かなと思っております。そのニーズと、こちらの両方の需要と供給っていいですか、そういったバランスが合えば、ぜひ、指定管理者のほうに適正な管理をしていただきたいと思いますと思っておりますので、目的っていいですか、目標の中には当然そういったのはあります。ただ、行政改革の中にありますように、まだ計画の段階でありますので、そういったニーズがあれば、随時そういった指定管理者については対応していきたいと思っております。

以上です。

**○議員（川上 昇君）** 指定管理者制度を取るということで、町内の26の公園が全て皆さんが手を挙げてくれるような公園であれば、何ら問題なく私もここで一般質問しないんですが、なぜ、私がここでこの町有公園の維持管理について質問するかということは、多分皆さんおわかりだと思うんですけども、条例でうたっているように、公園は常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて運用しなければならないというふうに、当然、条例で決まっております。

ただ、農村公園条例だけは、その目的の応じて管理しなければならないと規定されてるんですが、何かこの農村公園条例の対象となった農村公園だけは何か違うんでしょうか。いかがでしょう。

**○生涯学習課長（橋本 正夫君）** 川上議員の質問にお答えします。

先ほどから出ております町運動公園、東地区運動公園と違いまして、農村公園の条例でいう目的が違うということなんですけれども、もともと、農村公園そのものができた経緯っていうのが、地域の運動公園とか東地区運動公園は町全体のスポーツ施設ということでつくられましたけれども、農村公園におきましては13あるんですけども、それぞれの地域で、例えば運動会であったり、球技大会であったり、子供の遊び場であったりということで、地域でほしいと、どうしても町の中心まで子供や高齢者が行くのは大変だと、地域のつくって下さいということで、農村公園というものをつくった経緯がありますので、その目的というのが地域で使われるという公園だと認識しております。

**○議員（川上 昇君）** 私つまりそういうことだともちろん思います。いきさつがあって、上の苦しみがあって、それぞれの地元に公園ができたという、多分そういう流れだというふうに思います。

で、できた当時はそうだったんだと。それからしばらくは年数は違えど維持管理もうまい具合にやってきたと、現物管理もちゃんとできてきた、草刈りも剪定もちゃんとやってきたと、どこの公園もそうだったと思うんですが、今、全てがとは言いませんけども、やっぱり幾つかの公園で管理がなかなか行き届いてないんじゃないかなというような公園も見受けられます。

つまりは、つくった当時の管理ができてないということなんですけども、公園そのものも、いわゆる行政財産としての価値なり、使命なり、いわゆる必要性なりが変わってきたというこ

となんでしょうか。いかがでしょうか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 川上議員の質問にお答えいたします。

確かに、おっしゃるように農村公園13ありますけれども、このうち、現在有効に利用されていると思われる公園が6つ、それから年間に数回使われている、まあ有効に利用されていると思われる公園が3カ所、それから、ほとんど利用されない公園が4カ所存在していると思っておりますが、もともと、地域でおっしゃられたように草刈り、それから利用についてもやっていただいたんですが、この近年の高齢化、それから少子化、それから生活様式の変わりようで、だんだん使われなくなり、最初、管理をもろてあげて管理しますからということやっていただいたところも、高齢化を理由に、それから使わないことを理由に、今現在、町のほうで草刈りなどをやっているところが9カ所。そして、大いに地域で運動会とか利用していただいているところが3カ所は、地域で管理をしていただいております。

管理をお願いする側としては、地域で利用される公園ですので地域でお願いしたいということで、毎年まずを持ってお願いはしてるんですけども、なかなかいい返事がもらえなくて、管理を町のほうでやっている状態でございます。

この中で、唐瀬原農村公園っていうのがありますけれども、これにつきましては、地域の意向をお聞きいたしまして、今までの経緯、それからこれから公園を使っていたかということも確認いたしまして、地区のほうにも、それから振興班のほうにもお聞きいたしまして、どうしてももう、これから、今までももうずっと使ってないし、これからは使うことはちょっと難しいということを確認いたしまして、ただいま普通財産に、行政財産から普通財産にするという手続きを取っているところでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 非常に残念ながら、時の流れってのがあって、少子高齢化っていう話もありましたし、年齢層の変化で地域地域の文化っていうのも変わってきたのかなというふうに思います。今、課長が言われたとおりに、十分なその人の手当てができなくて、管理もできないというのが実は現状で、そこを何とかしなきゃいけないということで、当然今までもいろいろと苦勞はされて来ているとは思いますが、それでも十分じゃない公園を見かけるもんですから、そこをどのようにして現物を管理しながら、いわゆる、先ほどの法律でありましたけども、その設置の目的に応じて運用できるように良好な状態にしなきゃいけないというのが大きい命題がありますんで、何かしらアイデアはないかというふうに思うんですが、例えば振興班だとか、振興班単位、あるいは分館とか、そういったことで具体的にお願いに上がったことはあるんですか。いかがでしょう。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 毎年最初に分館長、区長会というのがございますけれども、その中でも意向を聞きまして、地域で管理していただけたところはないですかということで、それぞれの分館に対してお願いはしております。その中でやっていただけているところが3カ所ということでもあります。

以上です。

○議員(川上 昇君) なかなか、組織ということになりますと、1人2人でできるような話ではない。聞くところによりますと、1カ所は1人で頑張っていらっしゃる公園もあるというふうには聞きましたけども、通常はそうはいかないと思います。

例えば老人会等で頑張っていらっしゃるところもあるんでしょうが、年齢的にどうしてもやっぱり若年層に比べると労働負荷が大きいですよね。草刈りにして、花壇づくりにしても大変かと思うんですが、まあ、分館あるいは振興班をつうじてお願いされてるということですから、何とも言いようがないんですが、まあ、若年層の出益、若年層に出てもらおうという手当てを、やっぱり何かしらの方法で考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうには思います。

それから、これはある公園なんですけど、私が聞くところによりますと、1人の人が本来は役場がしてくれるということになってるんだけど、いつまでたっても草刈りしてくれんというようなことで、実は1人で刈ってるよというような話を何度か聞きました。で、しつこく私も言われるもんですから、どうしてもやっぱり、一般質問でなくてもよかったんですが、担当課長にちょっと話を聞いたんですけども、一応、担当課長といいますかある課長に聞いたんですけど、町のほうで管理はするんだと。だけでも、実際その現地に行ってみたら綺麗に草刈りがしてあるもんだから、ここはもう町としては草刈りしなくてもいいかなというふうな判断になったんじゃないかというような話を聞いたこともあるんですけども、例えば、それぞれの公園、先ほど何か所か言われましたけども、公園によっては近くの人が1人なり2人なりいてやられてる公園も中にはあるようで、その人達と連絡をうまく取り合っていけば、その人達が個人的に草刈りとかする必要はなくて、それはそれで大いに結構なんですけども。例えば町のほうでやるということであれば、町がやるというような情報連絡がうまく取れるんじゃないかと思うんですが、その辺の工夫もぜひお願いしたいなというふうに思うところでは。

例えば、草刈機用の油を出しますよ。それから休憩用のお茶の何かを出しますよとか、それぐらいではなかなかかなとは思いますが、そういったことも含めて、やっぱり管理にどうしても地元の人をお願いするということであれば、何かしらの対価っていうんですかね、何かしらのそういった労いの何かを考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。私も含めてですが、何かいい方法がないか、一緒に取り組んでいきたいなというふうに思うところでは。

それから3つ目にいきますが、町有地の払い下げについてということで、24年度、25年度については、先ほど答弁されたように、実績があるんだなというふうには思いましたけれども、いずれにしても町の面積がどれぐらいかというのは私も一昨年12月のときに申し上げましたが、とんでもない広さがありまして、ほとんどが山林なんですけど、いわゆる町としては、第5次川南町の行政改革大綱の中で、不用町有地、それから不用町有林の払い下げとい

うようなこともあるんですが、この不用町有地、不用町有林、これ何か当てあるんですかね。この行政改革大綱に上がってきたということは、いかがでしょうか。（発言する者あり）

第5次川南町行政改革大綱の中の推進項目で、財政健全化というのがあって、町有地払い下げっていうのがあるわけです。その推進内容として、不用、不用の「用」は、用件の「用」なんですけど、必要のじゃなくて、要するにいらないということですよ。どっちにしても。不用町有地、町有林の払い下げ、法定外公共物等の処分等について検討を行い、財源の確保に努めるというふうに書いてあるわけです。で、この不用町有地、町有林、これについては何かしらの当てっていうか、約束事っていうか、この部分は恐らく対象となるだろうなというような、それがあのかかっていうことを伺います。

○総務課長（諸橋 司君） 川上議員の御質問にお答えをいたします。

ただいまの御質問の内容なんですけど、不用町有地、町有林の払い下げ等につきましては、町として、もう利用計画がない、活用の計画がない町有地については、払い下げの希望があれば払い下げていくということで、行動計画のほうに掲げてあります。

以上です。

○議員（川上 昇君） 手が回らない土地っていうのは、要するにいらんってことですよ、つまりは。だから、町有林、山林が必要な人っていうか、ほしい人がいるかどうかっていうのはともかくとしまして、何かしら行動を起こさないと、いつまでも町有林、町有地ということであれば、町が責任持って管理していかなくちゃいけないっていうのがありますね。だからその辺をいつまでするのかと。新システムも入れたことだし。町有林はさまざまな歴史があるから、私がここで一言で言うわけにはいかないんですから、町有林っていうのはやっぱり、今の町にとってどういった、保有してるメリットというんですかね、何かしら役に立っていることはあるのでしょうか。ちょっと聞きづらいんですが、伺います。

○副町長（山村 晴雄君） 特に山林の問題ですけれども、特に最近、町有林を貸付林が返ってきております。これらについては、山林として植林として十分活用ができるところは分収林として、財産管理じゃなくて農林水産課のほうに財産を配置換えをして希望者に分収林として、機能を果たしてもらうように、そういう仕向けかたをしておるところでございます。

ほかに、里内での山林というのもありますけど、それらは住宅地とか、そういうところにあるものは、そういうところにしていきたいと思っております。最近特に多いのは、太陽光だとか、そういう問い合わせがきてるところは事実であります。返ってきたとこの貸付林っていうのは、そういう対応を使えるところは山林として山林にというふうな姿勢で望んでおるところであります。

以上です。

○議員（川上 昇君） 今ありました貸付林あたりは、いわゆる山手側じゃないところにもたくさんあるんじゃないかと思えます。そういったのは今言われたように、大いにいろんな手法で、払い下げの方向で進められればいいかなというふうに思うところです。

それから、新しいシステムはマッピングシステムあるんだという話を聞いたんですが、一筆ごとに管理するというようなことなんですけども、2年前に町有地を一筆ごとに管理することに合わせ、財務諸表を作成し、資産価値を分析するというふうに答弁されたんですが、そして、基本的には売却できるものはそうすると言われてますけども、この財務諸表については、もう既に着手されてるんでしょうか。いかがでしょう。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの御質問なんですけど、平成23年から着工しまして、今年度が最終年度となっております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 財務諸表は生の数字、そしてそれをもとに今度は試算というステップが出てくるんじゃないかと思うんですが、そういった試算なんかは少なくとも今までに1回ぐらいはされたんですか。いかがでしょう。

○総務課長（諸橋 司君） 先ほど答弁しましたように、今年度が最終年度となっておりますので、今年度はっきりわかると思います。

以上です。

○議員（川上 昇君） 何ともはっきりわからないですね。私が理解できないだけかもわかりませんが、じゃあ、26年度まで来て、財務諸表をつくり上げて、それからじゃあ売却等の試算をしていくということになるんですか。いかがでしょう。

○総務課長（諸橋 司君） 公有財産の管理システムにつきましては、先ほど申しましたように24年度から導入しております。で、町有地の字名、地番、地籍、地目、財産の種類、現況、処置等の台帳整備する一派の現地での写真等も撮ってきておる状態しております。

ただ、先ほど防風林時期の例を出しておりましたけども、払い下げにつきましては、現在までは測量、それから分筆等の費用につきましては、原因者負担となっております。その負担等も今後の検討課題となってくると思いますので、いろんな課題を片付けながら、処分について進めていきたいと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） わかりました。いずれにしても行政改革大綱で上げてますんで、当然ながらステップを踏まれて、段階的に作業を進められているというふうに理解するところ です。

2年前は、町有地が例えば地図でどこに、まあ、全てが全て地図に網羅されているわけじゃないというような話を伺いました。例えば、ぱっと地図を開いて、この部分、この部分、こっからここが町有地だよという図示といいますかね、そういうふうなのがありませんと。全然ないわけじゃなかったんでしょうが、全てが全てこの図面に網羅されてるわけじゃありませんというふうに話を伺いました。今のシステムは、それは町内全ての土地において、町有地がこっからここまでと、例えば赤色でも何色でもいいんですが、何か色違いで図面で表示されてるんでしょうか。そういったシステムなんですか。いかがでしょう。

○総務課長（諸橋 司君） 公有財産管理システムにつきましては、パソコン上で色分けが可能であります。それから、パソコン上で航空写真を利用したシステムを導入しておりますけど、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、航空写真につきましては、ちょっと斜めのほうから写した写真とかありますので、精度につきましては、現地の測量が必要となってくると思います。

それと、国土調査につきましても、昭和40年代に行われた調査でありまして、精度につきまして、若干現地の強化測量等が必要になってくると思います。

以上です。

○議員（川上 昇君） きょうは、人事効果の関係、それから町の公園、そして町有地の払い下げについて伺いましたが、いずれにしても、全て第5次川南町行政改革大綱の行動計画という中に組み込まれている事柄でございます。それぞれ、当然町が目標を持って、推進項目を持って望まれることでしょうか、思うとおりにいかない部分の中にはあるかもしれませんが、段階的に着実に一步一步進まれるよう祈りまして、それこそ健闘を申し上げて、一般質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時56分休憩

.....  
午後2時06分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告にしたがい、質問いたします。

最初に保育政策について伺います。

人口が減少する中で、地域の将来を担う子供達の子育て施策に力を入れる自治体には、現役世代の夫婦が移り住み、そうでないところからは流出する。地域の活性化や税収確保の観点からも、子育て支援を軽んじることはできないと思いますが、町立保育所を廃止し、民間に委譲、丸投げする町の子育て施策に親たちの声、選択肢は反映されているのか。

先の6月議会の説明によると、町内で認可保育所へ入所申し込みながら入所できない待機児童は0で、潜在的な空き待ち児童もいないとのことであったが、待機児童の解消加速化プランを町は応募してあるが、その意図、目的等を伺いたい。

先の議会において、町長初め担当課長の説明によると、町立保育所を民間に委託し、サービスが向上したとっていますが、今まで町は町立保育所で高負担、低サービスを提供してきたのか。また、どの部分において、サービスのよしあしを判断されているのかを伺いたい。

7月臨時会において、過誤納還付金に予算計上をしているが、支払遅延による延滞金発生等はあるのか、また議会の議決承認を得ても、契約は成立したことにならないが、不動産売

払収入をそれに充当できるのか。財政運営上に問題はないのかを伺いたい。

口蹄疫発生以前は30%以上あった自主財源が、現在は28%に落ち込んでいる。その財政状況下において、町はその28%の自主財源を有効に運用し、町内業者が業績を上げるように工夫し、産業の活性化を図り、町民生活を豊かにすることが責務であるが、今回、保育園の委託契約を町外法人と結び、施設建設事業に補助金4,225万投入したにもかかわらず、町外業者が落札、受注しているが、町に財政的メリットはあるのかを伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

まず、待機児童解消加速化プラン、そういう事業を何の意図で導入したかということですが、これに関しまして、議員の御指摘のとおり、現在、本町におきまして待機児童はゼロという状況でございます。つまりいないということですが、これは、25年、26年を緊急集中取組期間として位置づけた事業でございまして、何ができるかと申しますと、保育所の整備、保育士の確保ということを支援する施策でございます。つまり、これから保育にかかわる、保育を取り巻く環境といえますか、要件の緩和が検討されております。

つまり、現在は待機児童がいませんが、これから子供を預ける要件が緩和されてくる、こういう見通しが立っておりますし、それに向かって受け皿の整備を行う。また、その事業を取り組むことによって、市町村の負担がかなり軽減できるということにつきまして、今回の早めの取り組みということで、今回、事業を採択させていただきました。

2番目のことですが、保育所の運営について、サービスのよしあし、そういうのをどこで判断するのかということですが、町立保育園につきましては、民営化の方向で進んでいるところでございます。来年度、また新しく今、山本のほうで運営いたしますと、残るは番野地保育所と中央保育所の2カ所になるところでございます。これは第5次の行政改革大綱に掲げてありますとおり、民間でできるところは、民間に任せるといった民営化の方向で現在も進んでいるところでございます。

ただ、現在でも三十数名の正規の職員が従事しております。この後、どう踏まえながら、これから国のほうでも子ども・子育て支援新制度、つまり、まだ決定ではございませんけれども、認定こども園、そういった取り組みも考えられるところでございます。

どういう形にしる、やはり子供を取り巻く環境、こういうものを将来にわたって町として見つけ直す必要は十分あると思います。サービスのよしあしをどこで判断するのか、なかなか一言で言うことは難しい問題かもしれませんが、例えばそういう定員に対して、募集の数でありますとか、病後、土曜の保育でありますとか、夜間の保育、そういったいろんなサービスが考えられます。最終的には保護者が希望するそういったところといかにマッチするか。そして、将来的に子供達を健全に育てることができるか。そういうところが大事なところだと考えております。

次に、7月の臨時議会に提出した議案についてでございますが、土地の収入、土地代の収入も法人税の還付する還付金につきましても、両方とも一般財源でございますので、これに

については何ら問題はあるところではありません。問題はないと考えております。今回に関しましては、たまたま7月臨時議会で土地代の収入ということがございましたので、一緒に提案をさせていただきました。

仮に7月議会がなかったらどうするかということでございますが、この納税制度、予定の納税制度、法人税につきまして、そういうのがありますので、納税していただいた税金の中で余ったお金、必要でなかったお金については当然返す必要がございますので、7月議会がもしなかったときにおきましては、まず予備費を流用する手段、それから財政調整基金を充てて専決処分をしていただく手段、そして最後には、今回の9月の定例議会に上げると、3つのことは考えられておりました。

最後に、保育園の町外業者について、受託させた財政メリットはあるのかないかとうこととございますが、今回につきまして、建設工事につきましては、正規の競走入札の結果であります。やはり、町といたしまして、町内業者に落札していただくのが一番望ましい形でございますが、今回に関しましては、町の立場というのは、その入札を見守ろうということとあります。正規の入札である以上、それ以上のことは踏み込めませんが、いずれにいたしましても、議員の御指摘がありましたとおり、いかに自主財源を確保する努力をするのか、その件につきましては、これに限らず全てにおいて重要な課題であると認識しております。

以上です。（「延滞金が発生するか、発生せんかは」と発言する者あり）

すいません。延滞金につきましては、9月定例議会に、もし提案したならば発生しておりました。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この加速化プランについてですが、現在、町内の認可保育所の定員に対する入所数を示す充足率は、町立は児童館を含め365名の定員に対し、260名が入所、充足率71%。市立の保育所は定員270名に対して323名で、充足率120%となっています。先ほど町長の説明では、この保育所の保育士の処遇を改善し、保育所の緊急整備をする事業をするような説明でありましたけど、これ民間に委譲すれば委譲するほど、充足率は高くなるが、町長が今説明したこととこの加速化プランの欄とは矛盾しませんか。

○町長（日高 昭彦君） 加速化プランのこれは、事業名でございまして、その中で何ができるかということが問題でありまして、これは保育園の整備、そして保育士の確保の取り組み、それが事業に関する採択メニューでございます。

この件に関して、町に何がよかったのかというのは、負担が非常に軽減されたということは明確になっております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 負担軽減することが、これは決していいこっちゃねえと思うんじゃないけど、負担を軽減をすれば、その保育所の処遇の改善にはつながらんとするんじゃないけど、



そこを矛盾してるんじゃないとですかといいよっとじゃけんど。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただ今の児玉議員の御質問でございます、この待機児童解消加速化プランというのは、我々が当初予定しておりました安全安心基金、これで一応事業の認可を受けまして進んでいる途中で、県のほうから6月の半ば過ぎに、この事業に乗らないかということで、御指導がございました。この内容につきましては、現在の保育にかける要件っていうのが、先ほど町長の御案内ありましたように、緩和されてきて、パートタイムであるとか、夜間保育、または就労の多様化により、そういう人達も取り組もうということで、その要件に当てはまるようであれば、この事業に乗れるよということで御案内がございまして、そういう意味でのニーズはふえるものということで、それを若干でございますけれども、その数字を挙げさせていただきまして、ただ、箇所数は減になりますけれども、そういうニーズはふえますという御案内と、ただこの、対象が川南保育園でございますので、川南保育園に関しましては、現在、野田原保育所が川南保育園ということで、ここは増員して建築するというのでございますので、この事業に合致するというので県のほうから御指導ございましたので、この事業について手を挙げさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この十文字やら、今度の川南保育園を運営する友愛社で働いてるこの保育士、この従業員の就労環境は、勤務時間外に無償で働いている。それをボランティアと言っておるわけですが、認可保育所は児童福祉法で定める査定に基づき措置費が交付され、保育料を徴収し利益を得ており、児童福祉法で定める制度の範囲内の事業においては、これはボランティアの定義に当たらんと思わんほうが、そこらへんどう思う。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいま児玉議員の御質問でございますけど、私の知っている限り、そういうボランティアでこの保育士事業をやっているというような報告は一切受けておりません。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 実態も知らんとやね、あんた達はサービスが向上したの何たら言よるけんども、うちの娘は高鍋友愛社で働きよるが。これはうちの娘の証言ではっきりしとって、うちの娘は調理師じゃちやけんどんよ、保育士の資格も持たんでよ、時間外に保育士の真似事しとるわよ。これがボランティアちゅう、これははっきりいって違法行為じゃねつつね。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、お答えいたしたように我々としては、実態把握をしておりませんし、違法行為であれば、そちらのほうからまた訴えられれば結構じゃないかというふうに思っております。

○議員（児玉 助壽君） 実態もわからんでよね、あんたらその民間に、そこに委譲してよ。それはおかしっちゃねえでね、そりやできんはずじゃわ。

○議長（竹本 修君） 暫時休憩をします。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問に答えます。

今言われた高鍋の実例でございまして、私のほうでは承知しているところでございませぬ。川南町につきましても、現在そういうことは一切伺っておりませぬけども、そういう御指摘でございましたのであれば、ちょっと確認をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） さきの議会じゃいろいろ選定基準があつて、選定委員会に諮問し、答申し、決まったということじゃったけど、全然それは審査しとらんじゃねえ。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問でございませぬ。

これも前回は御説明申し上げましたが、この保育園の委託の選定につきましては、前回募集を行った結果、その経営実績、資産、役員構成、職員構成とうの確認をし、移譲に対する意見であるとか、ノウハウ、実績、そういう諸々の件につきましても、文章もしくは意見、理事長の望むところ等を選定委員会で選定をして、町長に答申後、決定をした次第でございませぬ。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） そのボランティアと称する違法行為、やらなんやらも審査の対象になるはずじゃが。

○議長（竹本 修君） 暫時休憩をします。

午後2時27分休憩

午後2時29分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を再開します。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問でございませぬけども、この選定が1年数カ月前に行われたものでございまして、その時点でそういうお話は一切伺っておりませぬし、そういう何ていうか噂話も一切入っておりませぬし、それが事実があれば、県のほうからも指摘がございませぬし、この応募要件に満たさないというふうには解釈できると思ひます。その時点で入っておりませぬので、そこでそれを考慮した上でおしたわけではございませぬので、申し込みさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議員（児玉 助壽君） 聞かんかっただけじゃねえくて、聞く耳を持たんかっただけじゃ

ねえですか。この町の民営化政策で私立保育所の充足率は120%の数値で示すように、保育所の私立の保育所の保育士の就労環境は、少ない人数と低い人件費、ボランティアと称した偽善行為により就労環境が悪化は加速しているこの就労環境の実態も知らずして、これは経費削減するために加速プランを応募したっちいよったがよ。どうやって処遇改善できるとですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますけども、充足率が120%、要するに定員以上の方々が来ているということは、捉えによっては非常にサービスが充実しており、評判がいいとそういうふうにも受け取れるかと思っております。

トータルの、そのボランティアがどうだとか、低い人件費、全てを今比較はできませんけど、やはり雇用人口、そういうものも含めて、いろんな意味で川南町において民営化がいい方向に進んでいるというふうに理解をしております。

○議員（児玉 助壽君） 経費を削減するちゅうことは、事業量が減ることになって、事業量が減れば仕事も減るわけでしょう。仕事がなくなれば所得もなくなる。それが歳入歳出の構造じゃないですか。町長、この民営化した、今も言った民営化したらサービスが向上したといえるけんどんよ、町立保育所を悪者扱いにしとるような感じがするが、これは現場で働くこの職員のプライド、これは著しく傷つくわけだわ。この発言に対して、どういう意図をもって発言しとってですか。

○町長（日高 昭彦君） 今の御指摘でございますが、議員が最初に御指摘をいただきました自主財源の確保、これはいかに大事であるか、その点も踏まえまして、経費の削減、それは工夫でいろんな形が出ると思っております。じゃあサービスの度合いをどこで判断するか、それは子供達にとってどういう環境であるか、子供達の保護者にとってどういう環境であるか、そういうトータルの判断であります。

○議員（児玉 助壽君） サービスを向上するためには施策を構築し、保護者のニーズに応えるよう、指示をするのが管理運営者の責任であつと思うたが、町の保育所がサービスが悪いとは管理者の責任ですよ、町長。こんげなつをなんとというか知つとるね、天に唾すると、まあこの民間の保育所のサービスが向上した点については、これは保護者の仕事上、その他の都合で、それを必要とするわけですけどよ、この延長保育とか3歳児以下の幼児の保育、夜間の保育等については。それらを全ての保護者がそういうサービスを望んだらいいわけじゃないとですよ。それより、この親子とのふれあう時間を大事にする人もおるわけですから、それぞれこの幸福度ちゅうつとか、そういうのは違うわけですからね、したがって、保護者のニーズは多種多様であり、親たちは自分の希望の保育所にどうやって入るかを考えており、選択肢に町立保育所も必要と思うてやけんど、どう思っておりますか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、多種多様なニーズの中から、町としていかに選択して、いかにこれから進んでいくかという視点でございますし、公務員が公立保育所が必要とされた時代、そういう背景から、やはり時間と共にいろんなものは変化

するものでありますし、町の職員が、役場の職員がそこでしかできない公務員の仕事ということで、現在は取り組んでおります。民間にできることは民間に任せる、そういう視点が重要であるし、それはやはり雇用の確保につながるという施策の展開であります。

**○議員（児玉 助壽君）** 民営化したらさっきも言ったじゃないですか、少人数で過酷な仕事をするだけだから、何で保育士がふえますか。

先ほど中津同僚議員が質問したように、この千葉県酒々井町では、保育園から中学校卒業まで、国の将来を担う子供達の教育施策について、惜しみなく予算を充当し支援するのが、この町の基本理念となっておりまして、その影響で町外からの子育て世代の移住も日にふえているとの説明もありました。それに比較し、本町では保育を民間に丸投げし、町の将来を担う子供の投資を削減しています。

この国の三位一体改革の影響を受け、公立保育所の民営化が進み、私立保育所の増加に伴い、保育士全体の就労環境が悪化し、厚生労働省の試算では、4年後2017年度末には、保育士が7万4,000人不足するとなっている。本町の私立保育所の充足率120%で示すように、保育士不足が顕著となっています。したがって、私立においては5年10年先の保育所不足に対応できるはずもないと思うが、それらが民間にできないことを補完するのが行政の責務ではないのですか。そのためにこの加速化プランが使われるとなええけど、その原因をつくり出すために加速化プランが使われていようとしようとはしていないのですか。

**○町長（日高 昭彦君）** 今回の加速化プランの事業については、担当課長が説明したとおりでございます。現在、保育所不足、保育士が足りない、それから待機児童がいる。基本的にはこれは都会、日本の中の都会での話であります。川南町においては川南町の問題がありまして、当然、5年後10年後を見通した上で判断をさせていただいております。

子供について、次世代を担う大事な宝について、惜しみなく予算を使うと。それは当然、我々としても最大限努力するところではありますが、もう一方、それは財政面との両面から判断した結果でございます。やはり、自主財源、いろいろ言われている以上、片一方だけの意見で、見解で全ては進まないの、両面からの判断でございます。

**○議員（児玉 助壽君）** 9月の議会でなんしたら、延滞金が発生するような答弁でありましたが、そしたら、こら諺でもあるように、「好事魔多し」という諺もあります。これは議会が議決しても、何があるかわからんから、入金できん可能性もあるわけじゃから。たら、跡でいろいろ、調整基金とか何とかいう、そういうのでできるような話やったが、そういうなんがあったら、そういう方策が、最初からその方法を使えば、確実にこれは清算できるわけですから、確実に清算できるようにすつとが。行財政の適正な運用方法じゃないとですか。

**○町長（日高 昭彦君）** 先ほども答弁させていただきました。今回は、7月臨時議会がございました。そして土地代、それから還付金のほうが、同じく一般財源でありましたので、ああいう提案をさせていただきました。

つまり、7月臨時会がなければ、先ほど申しましたとおり、予備費を流用する手段、それ

から財政調整基金を当てた先決処分による方法。そして3つ目に9月の定例議会で提案する方法。3つあると申し述べましたが、9月に提案する場合においては約5万円の利子がつくということでありますので、1つ目か2つ目を選択したと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 事故が起きた場合は入金できんかったら延滞金5万円が発生するわけですから、確実に清算できるような方法を取るとが行財政の運営じゃないですかと言っとるわけですがね。これはもう、さっきの続きになるけど、今回の町立保育園の民間委譲、保育の委託契約等については、先ほども課長が言いました、いろいろな応募条件があって、しとるわけじゃけんどんよ、もうこれはそんな調査もせんでうちからこれは諮問、答申以前にもう確定しとったっちゃないですか。

なぜなら、この町内の弱小法人が経営実績、資産、役員、職員構成、ノウハウ、資格と、どれを取っても劣っとるわけですから、この取ってつけたような民間委譲に対する選定基準、ましてやこの理事長の見識、これはあってもねえようなもんじゃわよ。

特にこの理事長の見識では、町長の補助を受けながら建設事業の入札においては、町外業者を入札に参入させ、町内業者が太刀打ちできない価格で落札させ、町内業者がボランティアによるこの偽善行為、そういうこの利益誘導型の経営方針になっとるわけですがよ、これは民間に委譲することで雇用がふえるという話であったが、町は要望しちよるといよったけど、先の議会で、町の臨時職員、町の職員、町内住民の雇用の優先的に雇用するという、これは保障はねえですわな。これはな。

またこれは、町内の商店から物品を購入するなど、これは経済効果の望めないわけですが、どこにこの民間委譲、ここに委譲することに、どこに財政的メリットがあつとですか。

○町長（日高 昭彦君） 今回の入札に関しましては、法人の公募、選定委員会、そういうものを設定した上での厳正な結果でございます。そして、議会の承認も得て進めているところでございます。

また、この規模の入札におきましては、従来から町内業者のみでも行っておりませんので、この入札結果についても以上のようなことでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 答えになつたらんちゃけんどんよ。財政メリットはあるとかと聞きよるっちゃけど。

○議長（竹本 修君） 氏名を言ってから発言してください。

○町長（日高 昭彦君） 財政的なメリットということでございますが、この園がスタートしましてから、保育する子供達の要件の緩和、それも今後の国の方針として取り込まれる予定になっておりますので、つまり、保護者にとってはより働きやすい環境が生まれてくるわけでございます。そういうことで、お母さんであったり、お父さんであったり、保護者を含めて、そういう就労の機会がふえてまいります。よって、川南町においても財政的メリットはあると考えております。

○議員（児玉 助壽君） 今の説明は財政的なメリットじゃないと思わんけど。

歳入歳出が表裏一体となってるのじゃがよ、これが行財政の構造であります、歳入歳出を相殺したとき、町民の所得がふえ、生活が豊かになり、町の税収がふえるなど、財政的メリットがあるのかと聞いとるわけですが。

○副町長（山村 晴雄君） 児玉議員の質問にお答えをいたします。

財政メリットの話ですけども、これは6月の定例会でも申し上げましたように、今回、25年度に野田原保育所を民営化しました。このことによりまして、国庫負担金、それから県負担金が合わせて1,158万6,000円ふえました。一方では交付税の中に減額化しておりますけども、それを差し引いても6月も申し上げましたように、三位一体で公立の保育所が今回の建設にはそうですけども、国が、公立が町が保育所の改築を行う場合は、もう全額自前での現金が必要となります。これを民営化したことで、国から事業費の基準額の2分の1、そのかわり町が4分の1の負担は出てまいりますけども、そういう財政的なメリットは出てまいります。またそれは、今後の子供の支援のために、そういう実質ふえるお金はそういうものに措置ができるということになるかと思えます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 経費削減のことじゃけど、経費削減したら事業量が減がって、仕事がなくなれば、町の全体の所得が下がるわけでしょう。その結果が、町の税金の滞納率、徴収率の低下、不納欠損額がふえとっちゃないですか。何のメリットがあつとですか。町民の生活が豊かにならんかったらメリットはないじゃないですか。

今回の山本保育園のこの入札結果を見ると、第一回の入札に参加した高鍋町と本町業者の中で、最低入札価格の町内業者と落札した小林市の業者との差が約2,400万あり、2回目の入札においては、高鍋町と本町の業者は小林の業者に太刀打ちできず辞退している。この結果について、どのような所見を持っていますか。

○副町長（山村 晴雄君） これは、先ほども町長が申し上げたと思えます。これは仮に町立の保育所で発注いたしたとしても、町外からの業者は3,000万以上は7業者とありますから、川南町のAクラスの建築工事を指定クラスの4業者入れても3業者足りません。ということは、町外から3業者を入れてということになるかと思えます。その結果でありますけども、これはあくまでも町がする場合も一緒ということでございますけども、原則としては、良質な工事が安価で適正に工事が執行されると、そういうのが前提となっております。そういう前提の中に、地元以外の業者を排除していくということにはならないと。これが、自由競争社会の社会機構であります。

町は、今回の保育所の建設にあたりましては、当初、本町の特Aクラス1社しかありませんけども、ここをと考えておられたようでありますけども、これがもし、町立の保育所であれば、川南町のAクラス4業者を入れるということで、この業者も参入をさして、指名させていただきますというお願いをいたしまして、そういう結果で、このそういう4業者が指名とな

ったわけでありまして、本町が頼めるのは、ここが精一杯のことでありまして、先ほど申し上げておりましたように、自由経済社会の中の自由競走でありますので、それから結果については、そこはそれぞれの企業努力における結果だというふうに認識をしてるところであります。

○議員（児玉 助壽君） 副町長の説明じゃ企業努力ち言いよったけど、これは町内業者のは、今回のこれは建設事業に関わる積算表じゃろが、これからすつとこれは設計図をもとに、今までの町の発注事業、それを参考して工賃、単管等を積み上げて積算したもんで、入札した結果、太刀打ちできずに辞退しとることについて、どう考えとるかじゃ聞いとつとですよ。

いいですか、企業努力じゃの安価じゃの言いよるけどよね、副町長、これ今まい町の業者が太刀打ちできんかったちゅことは、町は必要以上に高い設計をさせ、事業費を高く設定し、税金を浪費したことになつとですよ、今までの。

○副町長（山村 晴雄君） その設計額は幾らになったかということは、これは国庫の負担金をもらつての事業であります。当然、会計検査も入る可能性もあります。で、その積算がどうこうであるかちゅのは、やっぱり標準的な積算がなされた結果だというふうに思っております。そこで、入札の段階で途中辞退をするというのは、これは個々が判断された結果であり、そのことを町がとやかくコメントする必要はないと思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） あんたら、そう簡単に片付けてきとるけど、今までそういうことを町がしてきとらんから、町の業者の競争力がおてたかいこんげな結果になったちゅろがね。何を言つとんね。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございます。まあ、我々の立場として、いかに町内業者を育成していくか、町内業者と共に頑張っていくかというのは大事な視点でございますが、今回の入札に関しましては、もうこれ以上、我々としては言える立場にはございません。

○議員（児玉 助壽君） 何の反省もねえごちゃんけんどんよね、この高い設計や高い事業費を問題にしとるわけじゃねえとですよ。この30%に満たないこの自主財源を有効に活用して、町内の業者、しいては町民に還元できずに、町外に流出させている。それは町当局のこの姿勢、能力等に問題はねえとち言うてるわけでありまして、この町の自主財源は28%であろが、今回の建設事業の町の出し分4,225万、その28%、1,183万円ですよ。それが自主財源から支出する実質的な出費なんです。それを今度の国の制度事業を取るために何の工夫もしとらんことに文句言よつだけのこっちゃがね。

○町長（日高 昭彦君） 繰り返しになりますが、我々が町内業者と共に地域をつくっていくということに何ら方針は変わりはありませんし、意図的に流出させる、そういうことは全くございません。この建設に関しましても、先ほど担当課長が申しましたが、国の事業を

取り入れたことによりまして、町の持ち出しの金額もかなり軽減されております。トータルとして、これから我々がどう進んでいくか、十分に考えていく必要があると思います。

○議員（児玉 助壽君） 経費は削減しても、行って来るもんが入ってきちよらんじゃねえですか。4,225万も使うて、これは国の4,225万、国のこら何が72%いっとつとやから。そういうて、実質負担率は6.6%です。これは町が今まで事業してきたなんで出したとって、2億円であろうが2億5,000万であろうがよね、町の財政構造で資産上、負担額は2,000万以内に収まったがよ。したがって、今回の事業は今年度の調整運営方針の中にある、最小の費用で最大の効果を上げるという、公約を履行する最大のチャンスであったはずやけど、それを今回、町外に流出させています。これは公約に関する町民に対する背信行為じゃないですか。

○町長（日高 昭彦君） 議員との見解のずれがかなりあるかと思いますが、意図的に流出をさせておりませんし、事業一つ一つで財政的な判断ではございません。この入札に関しましては、これ以上町が入れないということを申し上げております。

○議員（児玉 助壽君） その工夫ができんかった能力というんですよ。今からせいっちゅうよるわけじゃないですが、今後のこっちゃね。今度、町の職労が町の経済が活性するために消費の券を購入したことは記憶に新しいこっちゃかい。今回のチャンスを活かせば、その経済効果は比較でけえかったわと思うわけですが。

副町長は3,000万円以上は7社以上の指名が必要ちゅ言よったけど、ちなみに、隣の高鍋町は、町外業者が入札になるだけ参入できないように工夫しとるがあね。例えば、指名については金額に関わらず4社以上、土木事業においては町外業者の参入を拒否し、町内の業者を保護育成するために努力しとっちゃねえと、工夫しとつとやないですか。そうすることで、税を町内で還流させ、町産業の活性化を図り、直接的、間接的に町住民の生活を豊かにしようとしとりますが、本町においてもそのような工夫が必要じゃないですか。今後……。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、町を発展させるために工夫は当然必要なことでありますし、それにつきましては職員一丸となって、全力で取り組みたい所存でございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 県もですよ、今までのこの一般競争入札をいろいろな要件もあるでしょうけど、今度は指名競争入札にすることを施行して、県内の業者を保護し、県の産業を活性化させようと県もしよつとんに、何で町ができんとかち聞きよつとですよ。

○副町長（山村 晴雄君） 基本的には町長が申しましたように、指名業者というのは建設業の振興というのは、原則的には、原則といいますか、地元の地場振興というのは、最大限図っていく姿勢は全く町長も変わってないと思います。

しかし一方、業者のそういきましたけども、川南町では3,000万以上は7業者ということに定めがしてあります。それに則って履行してるわけですけども、これが特に建築事業になりますと、こういうハードものは、なかなかそう度々出るものでもありません。

なぜ、隣接町を入れてるかといいますと、足らないことも1つ。もう1つは、仮に町外で



あったときに、そういう町外の業者を入れないことを、要するに鎖国状態にすると、町外からもそういう参入の指名のお声もかからないということで、これはお互いに公共事業が頻繁にあるわけでない。こういう状況の中に、町外からも指名を受け、お互いに指名受けということになって、地元の業者もその中に指名されることで技術力もあがったり、切磋琢磨することで企業の業績も上がっていくと、そういうふうに理解しております。

これは、特に都農、木城にいたしましても、一町その中でなかなかその工事関係ができないと。業者数が少ないということもあります。それは、お互いに隣接関係にありながら、業者をそれぞれが指名していただくということは、今後もやっぱり続けていかなければならないと。

先ほど、高鍋町の問題も言われましたけども、そこまで確認はいたしておりません。高鍋町は業者も多く、町内業者だけでも十分できるような指名に値するような会社数も多いと認識しておりますので、こちらからも声かけをするんですけども、現在は高鍋町からもなかなか、小さい工事は入れてませんけども、大きな建設工事になりますと、町内の業者も指名を受けております。

そういうことを考えますと、なかなかその町境の境界だけを考えずに、地場振興という形は先ほど言いましたように、隣接の町村ともお互いに交流しながらしていくことが、将来のやっぱり企業の成長につながると、そういう見方もあると理解しております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 今度のなんな都農じゃら木城の業者は入れとらんじゃねえね、あんだ。このなんな。小林んと入れんでも都農と木城に入れれば7社簡単に入っとるわ。そういういい加減なことばかり言うとするけんどんよ。いいですか、高鍋のそういうなんで、地元の企業を守ってきて、競争力をつけとるか、去年も一昨年も高鍋の業者に負けたじゃないですか、川南の業者は。何を言うのととですかあんだ。競争力をつくるような工夫、何もしとらんじゃねえですか。去年も一昨年も負けとる、高鍋かい。何を言うのととですか副町長。

**○副町長（山村 晴雄君）** 今回の保育所の入札の件でありますけども、これはあくまでも法人が業者選定をするわけですから、町が願うするのは、先ほど言いましたように、町内の業者をぜひ指名してくださいと、そこまでです。それから先を言いますと、これは越権行為も甚だしく、これは不当介入になると思います。

**○議員（児玉 助壽君）** そういう財政運営しかできないのかっちゅか聞きよっとやがね。それを町外の業者にさするさせんじゃねえがね。何で補助金を出すようなことをしたとかねになんじゃねんですか。何でそれ4,200万使ったら別に町外業者に受けさせるようななんに受けさせんでええわけじゃねえね。4,225万を使って回収できるような法人と契約を結ばええこつだけのことだけであってよ、何を言いいよっとですか。

**○町長（日高 昭彦君）** 何度も申しておりますとおり、地元の業者を育成する、地元の業

者と一体となって進むというのは、これからの最大の我々の課題でもありますし、今回の入札に限りましては、我々が選定できるところではございませんでした。

それから、決算報告でもありましたとおり、川南町の財政におきまして、基金、いろんな面をおきまして、非常にいい結果をいただいております。それは、職員一同、議員の皆様と共に、こうやって議論するからだと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 事業がなくなったら仕事がなくなると。

終わり。

○議長（竹本 修君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さんお疲れさまでした。

午後 3 時10分閉会

---